

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月19日
【事業年度】	第21期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	スローガン株式会社
【英訳名】	Slogan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仁平 理斗
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目11番17号
【電話番号】	(03)6434-9754
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 北川 裕憲
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目11番17号
【電話番号】	(03)6434-9754
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 北川 裕憲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
売上高 (千円)	1,418,373	1,471,590	1,418,396	1,350,205	1,589,911
経常利益 (千円)	283,961	209,985	151,648	119,052	279,371
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	207,814	139,625	91,438	86,841	189,575
包括利益 (千円)	207,814	139,625	91,662	87,091	189,512
純資産額 (千円)	1,227,678	1,372,623	1,438,941	1,505,312	1,633,716
総資産額 (千円)	1,999,495	1,898,503	1,968,072	2,094,976	2,325,822
1株当たり純資産額 (円)	469.03	523.12	543.34	580.46	637.72
1株当たり当期純利益 (円)	92.14	53.31	34.43	33.18	74.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	87.90	51.34	33.73	32.58	72.74
自己資本比率 (%)	61.40	72.30	73.11	71.03	68.81
自己資本利益率 (%)	24.17	10.74	6.50	5.93	12.28
株価収益率 (倍)	16.92	14.95	18.33	18.96	10.51
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	441,806	63,106	115,716	175,598	328,634
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	56,253	82,862	55,439	34,313	8,649
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	493,943	14,672	67,003	47,478	49,462
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,817,404	1,656,762	1,650,036	1,743,841	2,014,364
従業員数 (人)	120	121	113	109	107
(外、平均臨時雇用者数)	(73)	(85)	(105)	(108)	(96)

- (注) 1. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2021年11月25日付で東京証券取引所マザーズ市場(市場区分の変更により現在はグロース市場)へ上場したため、新規上場日から第17期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
売上高 (千円)	1,350,348	1,390,933	1,364,250	1,304,908	1,543,497
経常利益 (千円)	289,711	175,491	151,578	125,666	266,001
当期純利益 (千円)	251,348	108,523	91,438	89,456	182,780
資本金 (千円)	503,102	12,701	15,015	15,193	16,162
発行済株式総数 (株)	2,703,075	2,709,575	2,748,375	2,751,375	2,769,875
純資産額 (千円)	1,258,780	1,372,623	1,438,941	1,507,927	1,629,537
総資産額 (千円)	2,004,417	1,884,870	1,959,650	2,089,145	2,314,331
1株当たり純資産額 (円)	480.91	523.12	543.34	581.46	636.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	8.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	111.44	41.43	34.43	34.18	71.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	106.32	39.90	33.73	33.56	70.13
自己資本比率 (%)	62.80	72.82	73.43	71.35	68.97
自己資本利益率 (%)	28.92	8.25	6.50	6.11	11.84
株価収益率 (倍)	13.99	19.24	18.33	18.40	10.90
配当性向 (%)	-	19.31	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	113 (73)	116 (85)	112 (105)	108 (108)	107 (96)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX)	- (-)	51.6 (108.5)	41.0 (149.4)	40.9 (153.2)	50.5 (230.6)
最高株価 (円)	2,140	2,100	864	824	929
最低株価 (円)	1,034	756	594	599	590

- (注) 1. 第17期、第19期、第20期及び第21期の1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載していません。
2. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2021年11月25日付で東京証券取引所マザーズ市場(市場区分の変更により現在はグロース市場)へ上場したため、新規上場日から第17期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
4. 当社株式は、2021年11月25日付で東京証券取引所マザーズ市場(市場区分の変更により現在はグロース市場)に上場したため、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は第18期以降を記載しております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。なお、2021年11月25日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載していません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
2005年10月	東京都千代田区神田錦町に当社を設立
2006年6月	新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」を運営開始
2008年10月	東京都千代田区内神田に本社移転
2012年6月	京都府京都市下京区に京都支社を開設
2012年8月	東京都港区南青山に本社移転
2014年5月	ベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント「Goodfind Career」を運営開始
2015年9月	新卒学生向けコンサル就活サービス「FactLogic」を運営開始
2016年3月	大阪府大阪市北区に大阪支社を開設
2016年10月	東京都港区南青山にベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント「Goodfind Career」のサービス提供を目的としたスローガンアドバイザー株式会社を設立し、その運営を当社より移管
2016年10月	東京都港区南青山に人事・組織開発支援のサービス開発及び提供を目的としたチームアップ株式会社（現・連結子会社）を設立し、1 on 1の仕組みをつくるSaaS型HRサービス「TeamUp」を運営開始
2017年4月	若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」を運営開始
2018年4月	学生向け長期インターン紹介サービス「Intern Street」を「Goodfind」から独立して運営開始
2020年11月	大阪支社を京都支社へ統合
2021年1月	京都府京都市中京区に京都支社を移転
2021年3月	事業運営の効率化及び経営資源の最適配分を目的として、スローガンアドバイザー株式会社を当社が吸収合併し、「Goodfind Career」の運営を当社へ移管
2021年11月	東京証券取引所マザーズ市場（市場区分の変更により現在はグロース市場）に株式を上場
2022年1月	社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービス「Goodfind 3（スリー）」（通称：G3、ジースリー）を運営開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2023年3月	当社代表取締役社長に仁平理斗が就任
2023年4月	動画×経験学習プラットフォーム「メタノビ」を運営開始
2024年3月	京都支社を東京本社へ統合
2026年3月	財務規律に基づくポートフォリオ最適化のため、「メタノビ」のサービス提供を終了
2026年4月	同上の理由により、「Goodfind Career」のサービス提供を終了

3【事業の内容】

当社グループは、「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」(Unlock human potential and co-shape a fulfilling future.)というミッションを掲げております。これは、私たちが世代を跨いで問い続ける根源的な約束であり、「人の持つ可能性を引き出せれば、未来はどれほど良くなるだろうか」という問いこそが、すべての活動の原点です。一人ひとりの可能性と豊かさめぐる未来を皆様と共にかたちづくるため、当社グループは、個人の内発的動機が社会の経済合理性と統合される世界の構築に挑戦し続けております。また、このミッションの実現に向けて、新産業か既存産業か、あるいはスタートアップ・ベンチャーか大企業かといった属性を超え、より広範な「人の可能性」を解放し、人の可能性にまつわる構造的な課題を抱える領域や新たに生まれる機会を特定し、戦略的な産業創造に取り組んでまいります。

本書提出日現在において、当社グループは「新産業領域(注)1における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」を、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS(注)2分野において展開しております。伝統的な雇用慣行等に起因する市場の「歪み」の解消と、テクノロジー進化に伴う新たな「機会」の捕捉を両輪で進め、成長分野への人材移動と労働市場の健全な流動化を推進しております。

また、長期的な産業創造に向けた実行規律として、提供価値の純度と収益性を評価する「高い基準」を実装しております。当該規律に基づき、当連結会計年度及びその終了後において、不採算領域である動画×経験学習プラットフォーム「メタノビ」の終了、及び社会人向けキャリアサービス「Goodfind Career」の閉鎖を機動的に決断いたしました。これにより、経営資源をより有望な成長領域へ集中投下する体制への再編を推進しております。

キャリアサービス分野においては、学生向けサービスとして、新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」及びコンサル就活サービス「FactLogic」、学生向け長期インターン(注)3紹介サービス「Intern Street」の3つのサービスを展開しており、社会人向けサービスとして社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービス「G3」を展開しております。メディア・SaaS分野においては、新産業領域に必要な情報インフラをつくる若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」及び入社後の組織課題にアプローチするSaaS型HRサービス「TeamUp」を展開しております。

なお、本書提出日現在、当社グループは当社及び連結子会社1社(チームアップ株式会社)並びに持分法適用関連会社2社によって構成されております。「Goodfind」、「FactLogic」、「Intern Street」、「Goodfind Career」、「G3」及び「FastGrow」は当社が、「TeamUp」はチームアップ株式会社が運営しております。また、報告セグメントは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであります。

- (注)1. 「新産業領域」とは、スタートアップ・ベンチャー企業における新規事業やイノベーションへの取り組みのみならず、大企業におけるビジネスモデル革新やイノベーション探索等のトランスフォーメーション及び中堅・中小企業における事業承継型の経営革新を含む領域として当社で定義しております。
2. 「SaaS」とは、「Software as a Service」の略称で、インターネットを経由してソフトウェアを利用するサービスのことを言います。
3. 「長期インターン」とは、正規雇用者に相当する実務を、学生が有給のパートタイムで経験することを言います。

(1) キャリアサービス分野

学生向けサービス

a. 新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」

厳選就活メディア「Goodfind」を運営し、ベンチャー・スタートアップ企業を中心とした新産業領域の企業の新卒採用と挑戦意欲・成長志向の高い学生の就職活動を支援するプラットフォームを提供しております。



学生に対しては、ロジカルシンキングやグループディスカッション等のスキルアップセミナーや、厳選企業を集めたイベントやセミナー等の開催、厳選企業のインターンシップや説明会、選考会等の各種就活情報の提

供、「Goodfind College」を通じた学習コンテンツの提供を行い、成長機会やキャリア構築に関する情報の提供を行っております。また、インキュベーションパートナー（「Goodfind」に登録された学生に対して個別面談を行い、学生のキャリア構築を支援する学生担当を言います。）による個別面談により、学生一人ひとりの成長を支援しております。

なお、当社グループでは、単なる会員規模の拡大ではなく、提供価値の純度と収益性を重視する「高い基準」を経営の規律としております。会員数やその属性構成等の量的指標は、本サービスの付加価値創造や収益性と必ずしも直接的な相関を有さず、事業の実態評価において誤解を招く恐れがあるため、本報告書の事業内容から記載を省略し、財務指標による管理状況の記述へと集約しております。

顧客企業に対しては、3つのサービスモデル（成功報酬型人材紹介サービス／人材紹介一体型コンサルティングサービス／メディアサービス）を顧客企業の採用課題やニーズに合わせてカスタマイズして提供することで、顧客企業の採用成功を支援しております。

サービスモデル	内容
成功報酬型人材紹介サービス	<p>インキュベーションパートナー（「Goodfind」に登録された学生に対して個別面談を行い、学生のキャリア構築を支援する学生担当を言います。）による個別面談や、セミナー・イベント等への参加情報を通じて蓄積された学生のデータベースから、顧客企業の求人要件に合う学生を個別に紹介するサービスであります。</p> <p>本サービスの料金体系は、初期費用に加えて、入社人数に応じた成功報酬が発生いたします。</p>
人材紹介一体型コンサルティングサービス	<p>リクルーティングパートナー（顧客企業の採用成功のため、採用に関する進捗状況や選考状況に応じたアドバイスや、インキュベーションパートナーとの連携を行う企業担当を言います。）が、顧客企業の採用目標人数の達成に向けたコンサルティングを年間で提供するサービスです。採用像や求人要件へのアドバイス、学生に対する訴求ポイントの言語化、有望候補者の継続的なフォロー、定例ミーティングによるサポート等を提供します。</p> <p>本サービスの料金体系は、顧客企業の採用目標人数に応じた年間基本料金を契約で定め、入社人数が当該採用目標人数以内の場合は年間基本料金のみとなり、超えた場合は入社人数に応じて成功報酬が発生いたします。</p>
メディアサービス	<p>「Goodfind」へのメディア掲載、セミナーやイベントの企画・運営、顧客企業が実施する説明会や選考会への送客、採用ブランディング等の採用活動に必要な各種支援を行うサービスであります。</p> <p>本サービスの料金体系は、顧客企業のニーズに合わせた様々なサービスに応じた料金体系となります。</p>

b．新卒学生向けコンサル就活サービス「FactLogic」

外資・日系コンサルティングファームに特化した就活対策及び選抜型コミュニティの形成等を行う就活サービスを提供しております。主に選抜型コミュニティの企画及び運営により学生に対して学びの機会を提供し、顧客企業に対しては、メディア掲載及び説明会・選考会の集客により挑戦意欲・成長志向の高い学生との出会いを提供しております。

c．学生向け長期インターン紹介サービス「Intern Street」

スタートアップ・ベンチャー企業の求人の特化した、長期インターン人材の紹介サービスを提供しております。学生に対しては、正規雇用者に相当する実務を、有給のパートタイムで経験することができる求人案件の紹介や、セミナーやイベントを通じて企業との出会いを提供しております。顧客企業に対しては、スタートアップ・ベンチャー企業において実務経験を積むことへの意欲が高い学生を紹介しております。

社会人向けサービス

a．社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービス「G3」

「G3」は、社会人3年目までのハイポテンシャル人材を対象に、キャリア戦略の構築支援からオファー獲得までをサポートするキャリア支援サービスです。スタートアップ・ベンチャー企業やプロフェッショナルファーム等を厳選して掲載し、セミナーやイベント等のメディア展開を通じてマッチング機会の創出を行っております。

(2) メディア・SaaS分野

若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」







「FastGrow」は、新産業領域の情報を整理し、若手イノベーション人材に向けて発信していくメディアであります。新産業領域への挑戦を推進し、スタートアップ・ベンチャー企業を含む新産業領域の企業の採用広報やブランディング、サービス認知を支援するサービスを提供しております。

1 on 1 (注)4 の仕組みをつくるSaaS型HRサービス「TeamUp」

「TeamUp」は、1 on 1 の仕組みで人が成長する組織をつくることを支援するSaaS型HRサービスであります。1 on 1 ミーティングの設定から面談記録の蓄積・共有を通じて、現場と経営・人事の連携による人材育成のフォローアップを可能にします。「TeamUp」の利用により、適切な異動やキャリア支援が促進され、組織内における才能の最適配置を実現する環境づくりの支援を行っております。

(注)4．「1 on 1」とは、社員の成長を促進することを目的として、上司と部下が定期的に行う1対1の面談のことを言います。1 on 1 では、部下個人が中心となって仕事を通じて得た体験や課題、悩み等を上司と共有し、上司はその内容についての対話やフィードバックを通じて部下をサポートするものであります。

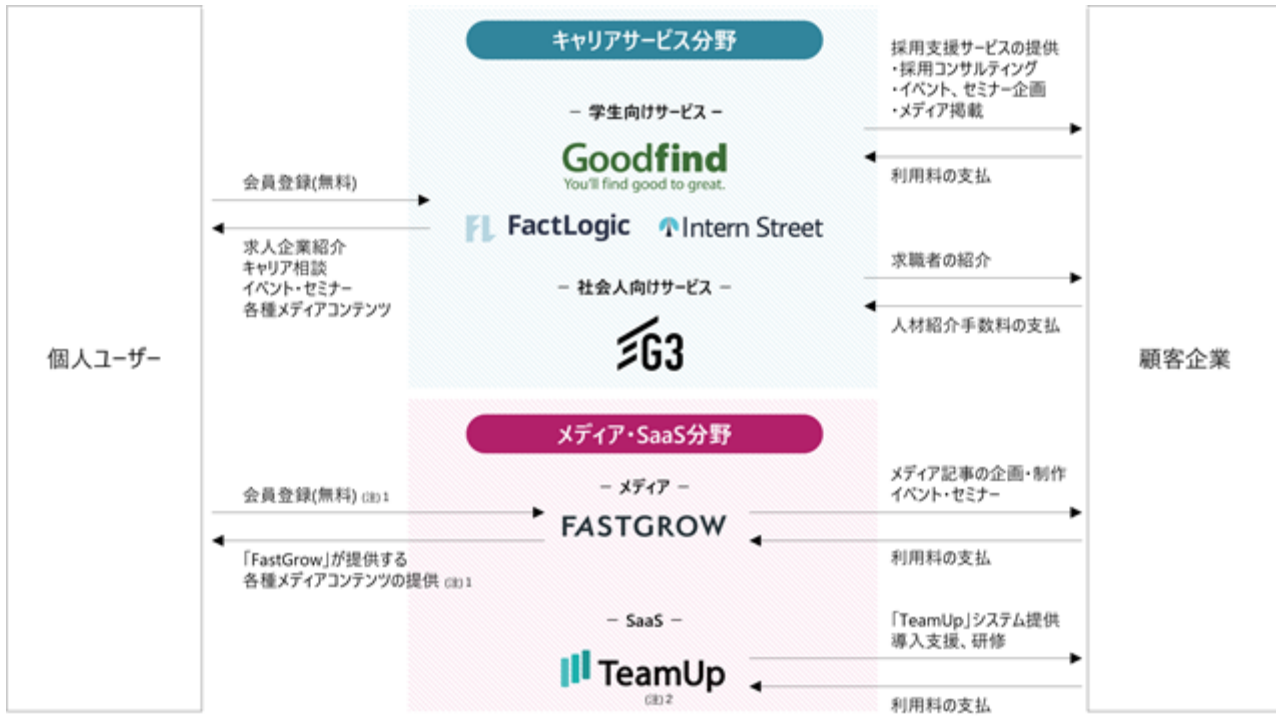
[サービス一覧]

分野	サービス名	サービス内容
キャリアサービス分野	 新卒学生向け 厳選就活プラットフォーム 「Goodfind」	新産業領域の企業を厳選し、新卒学生に対してセミナーやイベント等のコンテンツを提供。企業に対しては、挑戦意欲・成長志向の高い人材の紹介を行います。
	 新卒学生向け コンサル就活サービス 「FactLogic」	外資・日系コンサルティングファームに特化した就活対策及び選抜型コミュニティの形成を行う就活サービスです。
	 学生向け長期インターン 紹介サービス 「Intern Street」	スタートアップ・ベンチャー企業の求人 に特化した、長期インターン人材の紹介 サービスです。
	 社会人3年目までのハイポ テンシャル人材向けキャリ ア支援サービス「G3」	キャリア戦略の構築からオファー獲得ま で、社会人3年目までのハイポテンシャル 人材向けキャリア支援サービスです。
メディア・SaaS分野	 若手イノベーション人材向 けビジネスメディア 「FastGrow」	新産業領域の情報を整理し、発信してい くメディアです。新産業領域への挑戦を 推進し、スタートアップ・ベンチャー企 業の採用広報やブランディング、サービ ス認知を支援するビジネスメディアで す。
	 1 on 1 の仕組みをつくる SaaS型HRサービス 「TeamUp」	1 on 1 ミーティング及び360度フィード バックシステム「TeamUp (チームア ップ)」を提供。人材育成や組織活性化を 通じた人と組織の成長支援を行います。

(注) 1. 社会人向けキャリアサービス「Goodfind Career」については、財務規律に基づくポートフォリオ最適化のため、2026年4月をもってサービスを終了いたしました。

2. 動画×経験学習プラットフォーム「メタノビ」については、同様の理由により、2026年3月をもってサービスを終了いたしました。

[事業系統図]



(注) 1 . 会員登録は無料となりますが、一部有料で提供するコンテンツがあります。

2 . SaaS型HRサービス「TeamUp」は当社会社チームアップ株式会社で運営しております。なお、その他サービスについては、当社で運営しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) チームアップ株式会社	東京都港区	10,000	SaaS型HRサー ビス事業	100.00	役員の兼任 管理業務の委託取引 営業上の取引
(持分法適用関連会社) U T 創業者の会有限責任 事業組合(注)3	東京都港区	68,000	投資事業有限 責任組合の管 理運営	25.00	-
U T 創業者の会投資事業 有限責任組合 (注)3、4	東京都港区	806,250	投資事業	10.70 (1.40)	-

(注)1. 当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントのため、「主要な事業の内容」欄には、関係会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 「議決権の所有割合又は被所有割合(%)」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 議決権がないため、議決権の所有割合に代えて、出資比率を記載しております。

4. 議決権の所有割合は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。そのため、事業部門別の従業員数を記載しております。

2026年2月28日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
キャリアサービス分野	85 (86)
学生向けサービス	79 (82)
社会人向けサービス	6 (4)
メディア・SaaS分野	3 (4)
全社(共通)	19 (6)
合計	107 (96)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

当社は新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。そのため、事業部門別の従業員数を記載しております。

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
107 (96)	31.6	4.0	5,605,786

事業部門の名称	従業員数(人)
キャリアサービス分野	85 (86)
学生向けサービス	79 (82)
社会人向けサービス	6 (4)
メディア・SaaS分野	3 (4)
全社(共通)	19 (6)
合計	107 (96)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及びその他諸手当を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

管理職に占める女性労働者の割合 (注) 1	28.6%
男性労働者の育児休業取得率 (注) 2	100%

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「労働者の男女の賃金の差異」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」(Unlock human potential and co-shape a fulfilling future.)というミッションを掲げております。これは、私たちが世代を跨いで問い続ける根源的な約束であり、「人の持つ可能性を引き出せれば、未来はどれほど良くなるだろうか」という問いこそが、すべての活動の原点です。一人ひとりの可能性と豊かさがめぐる未来を皆様と共にかたちづくるため、当社グループは、個人の内発的動機が社会の経済合理性と統合される世界の構築に挑戦し続けております。

経営方針の策定の背景と経緯

当社グループは、2023年3月の経営体制移行(サクセッション)からの3年間を「大改革期」と位置付け、持続的成長に向けた組織基盤の整備と収益力の強化に全力を注いでまいりました。この期間、単なる組織変革に留まらず、経営者自らが市場の最前線で「高付加価値事業の探索と作り込み」を自己実践・自己体現し、身体感覚を伴う確かな手応えを得ることに注力してまいりました。

こうした実践のプロセスを通じて、既存モデルの延長線上や過去の思考様式(慣れ)に安住し、自己変容を止めてしまうことは、急速に変化し続ける社会・市場の本質を捉え損ね、提供価値を陳腐化させる本質的な課題であると強く認識するに至りました。不確実かつ複雑な環境下で目に見えない「人の可能性」を引き出し、100年単位で続く価値を育むためには、既存の成功体験に依存しない動的なアプローチが不可欠だと捉えております。

この実践から紡ぎ出された確信を糧として、独自の経営パラダイム(世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ)である「内発的動機と営業利益の循環経営(以下、「循環経営」と言います。)」を本格的に実装するため、当連結会計年度終了後の2026年4月7日付で本方針を公表いたしました。

経営環境の認識と「循環経営」の意義

日本社会は、人口構造及び働き方の両面において大きな転換点を迎えております。国立社会保障・人口問題研究所が2023年12月に公表した「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によれば、生産年齢人口(15~64歳)は2020年の約7,400万人から2040年には約6,000万人へと、1,400万人以上減少する見通しです。一方、経済産業省が2022年9月に公表した「人材版伊藤レポート2.0」では、日本企業の人材育成費の売上高比率は0.1%未満にとどまり、米国の0.6%と比較して6分の1以下であることが指摘されるなど、人的資本投資の格差が顕著となっております。さらに、リクルートワークス研究所発行の「就職白書2023」によれば、大学生の6割以上が大企業よりも裁量や成長機会を重視する「自己成長志向」へと価値観を転換させております。

生成AI等のテクノロジー進化が機能的スキルを代替するなか、今後は「なぜやるのか」「誰としてやるのか」という問いに応える内発的動機こそが、他社が模倣できない持続的な競争優位の源泉となると確信しております。この自己変容を伴う「器の拡張」を組織の核心に据え、構造化することで、新たな価値を創造し続ける体制を確立いたします。

当社グループの「循環」は、内発的動機が生み出す「提供価値の純度の証」である営業利益をさらなる「人の可能性」へと再投資し、次なる高付加価値事業を連鎖的に創出する「スノーボール(複利成長)」の利益成長を志向するものです。利益成長の加速によって人への還元と投資の規模を最大化させ、ミッション実現に向けたダイナミズムを増幅させてまいります。

ミッションの再定義について

これまでのミッション(人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。)は、当社の主力事業である「Goodfind」の成長と深く結びつき、新産業領域への人的資本の移動において重要な役割を果たしてきたことで、当社グループの価値源泉及び組織・カルチャーの土台を創ってきました。しかし、社会構造が激変する中で、当社は「才能の最適配置」や「新産業の創出」の先にある「豊かな未来」こそが真の目的であるという確信に至りました。

これまでの社会や組織のあり方においては、人が役割や機能に最適化される一方で、個人の人間性の本質が組織から切り離され、個人の内発的動機と企業の経済合理性が分離しがちであったと捉えております。こうした状況下では、組織の熱量が中長期的な企業価値向上に直結しきれず、さらなる成長への構造的な課題となっております。また、AI等のテクノロジーの進化によって「何ができるか」の価値が相対化されるなか、今後は「なぜやるのか」「誰としてやるのか」という問いこそが真の価値を持つ時代へと変化しています。これまでのミッションでは、こうした時代の要請への応答が限定的となってしまうと認識し、当連結会計年度終了後の2026年4月7日付で「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」というミッションへと再定義いたしました。

(2) 経営戦略等

基本戦略：人の可能性を起点とした持続的な産業創造

当社グループは、現時点では目に見えにくいものの、将来的に社会を大きく変える力を秘めた「人の可能性」を事業の対象としております。

現在の労働市場には、伝統的な雇用慣行や情報の非対称性から生じる構造的な「歪み」が存在する一方で、テクノロジーの進化や価値観の変化に伴い、これまでにない新たな「機会」も生まれています。当社グループは、才能の最適配置や新産業創造を含めた、これら人の可能性にまつわる領域を成長の源泉と捉えております。

これらの領域は、複雑性や歪みの深さゆえに、現在はまだ市場として小さいものの、長期的には不可逆な拡大エネルギーが蓄積された有望な領域であると認識しております。当社グループのプラットフォームやサービスが介在することで構造的な課題を解消し、機会を最大化させることで、社会に必要とされる巨大な「産業」へと共に育て上げていくことを目指します。参入初期から高い付加価値を提供し続けることを前提とすることで、将来的に拡大する市場において確固たる存在感を築くことが、当社グループの成長戦略の核心であります。

中期戦略：現在の重点領域と市場の歪みへのアプローチ

当社グループは、中期的な成長を牽引する柱として、創業以来の原点である「若手人材と新産業領域」への価値提供をさらに深化させてまいります。

現在の日本の労働市場は、伝統的な雇用慣行や情報の非対称性といった構造的な特性を有する一方で、産業構造の転換や価値観の多様化に伴い、これまでにない新たな挑戦の機会が次々と生まれる過渡期にあります。当社グループは、これらの市場環境を、個人の可能性を最大限に解放するための重要な「機会」であると捉えております。具体的には、新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」や社会人向けキャリア支援サービス「G3」を通じ、意欲の高い人材がその才能を最も発揮できる新産業領域へと挑戦できる環境を整備してまいります。

実行規律：価値創造の純度を測る「財務規律」の実装

長期的な産業創造を確実なものとし、お客様に本質的な価値を届け続けるため、当社グループは各事業において以下の「財務規律」を課しております。これらの指標は、単なる利益の追求を目的とするものではなく、当社の介在による付加価値創造が科学的かつ適正に実行されているかを評価するための「計器」として機能させております。

・独自の提供価値による高い市場シェアの確保

お客様の深層にあるニーズ（インサイト）を深く理解し、他にはない唯一無二の価値を提供することで、市場における確固たる支持を獲得し、持続的に価値提供を継続できるポジションの確立を目指します。

・高い付加価値の証としての収益性の追求

オペレーションの磨き込みにより、高い水準の営業利益率を規律として課しております。当該基準に基づき、翌連結会計年度において、社会人向けキャリアサービスにおける「GoodfindCareer」の閉鎖や、メディア・SaaS分野における「メタノビ」のサービス終了、および「TeamUp」の一部サービスの停止といった、提供価値または収益性が規律に達しない領域からのリソース回収を機動的に実行いたしました。これにより生み出された利益を、より有望な領域へ集中投下する体制を構築しております。

・一人当たり営業利益の最大化

過度な労働量や人海戦術に依存せず、知恵とシステムによって一人ひとりの生産性を高めます。働くメンバーが高い介在価値を発揮できる組織構造を実証することで、持続的な成長モデルを確立してまいります。

成長メカニズム：経営パラダイム「循環経営」と自社による実践

これら全ての戦略を支える土台が、独自の経営パラダイムである「循環経営」であります。一人ひとりの「らしさ」や「願い」に基づく内発的な動機をミッションやビジョンと重ね合わせ、不確実な環境下でも自律的に自己変容（学習変容）を続け、市場の本質的価値を創り出していく実行力を育ててまいります。

当社グループ自身がこの新ミッションの最初の「実践者」であり「体现者」であり続けることを大切にいたします。自社内での「循環経営」の徹底的な実践を通じて、人の可能性を最大限に引き出す組織のあり方を自ら証明し、そのプロセスで得られた知見や仕組みを新たな価値として社会へ還元・展開していくことで、ステークホルダーの皆様と共に豊かな未来を共創してまいります。

(3) 経営環境

企業構造

本書提出日現在、当社グループは当社及び連結子会社1社（チームアップ株式会社）並びに持分法適用関連会社2社によって構成されております。また、「Goodfind」、「FactLogic」、「InternStreet」、「G3」及び「FastGrow」は当社が、「TeamUp」はチームアップ株式会社が運営しております。なお、報告セグメントは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであります。

対象市場の状況

当社グループは、新産業領域に関連する市場及び人材トランスフォーメーション(注)1に関連する市場において事業を行っております。

日本の労働市場においては、伝統的な雇用慣行や人事・組織制度により、経営人材としての可能性の早期発掘・開発が遅れる傾向にありました。当社グループは、20代・30代から経営人材を目指せるキャリア機会を創出することで、組織における人的価値を最大化させる「人材トランスフォーメーション」を推進しております。主要な対象市場は、人材紹介業、求人広告業及び人材コンサルティング業を中心とした採用関連市場、教育産業全体市場並びにHRTech市場であります。

新産業領域における採用関連市場においては、少子高齢化・人口減少が進む中、持続的な経済成長のために新産業領域の企業におけるイノベーションが不可欠であり、その担い手となる「挑戦意欲・成長志向を持つ人的資本」の価値は飛躍的に高まっております。特に、従来の資本集約型産業から知的集約型産業への構造転換に伴い、個人の就業観は「組織の属性やブランドによる長期安定」から、自らの「内発的動機に基づく自己実現と成長環境の享受」へと本質的な変化を遂げつつあると認識しております。このような価値観の変容は、まずは新産業領域への新卒・中途の人材流入という形で顕在化しており、この移動は一過性のものではなく、中長期的な拡大トレンドになると予測しております。

こうした企業の属性や規模、ブランド等に依存しない就業選択の広がりや、特定の産業内での流動化に留まるものではなく、社会全体で「人の可能性」が解放されていく構造的変化の端緒であると考えられます。長期的には、新旧の産業や企業の枠組みを超えて、あらゆる領域において個人と組織の可能性が最大化され、社会全体の生産性向上に寄与する市場環境へと発展していくものと認識しております。

(注)1. 「人材トランスフォーメーション」とは、組織における人材の持つ価値を最大限引き出すために行う採用、配置、育成、文化浸透等の組織施策における変革と当社で定義しております。

・人材関連ビジネス市場及び新卒採用関連市場の状況

人材関連ビジネス市場全体は、社会のデジタル化やオンライン化の定着により、地理的制約を越えた新たな就業機会の創出が進んでおります。特に地方居住の学生や求職者にとって、オンラインでの採用活動が一般的となったことは、就業機会の格差解消に寄与しており、変化への適応力が高い新産業領域の企業にとっては人材獲得機会の増加という好循環を生んでいます。

また、生成AIをはじめとするテクノロジーの急速な社会実装は、デジタル領域でサービスを提供するDX・SaaS関連企業(注)2にとって大きな事業機会となり、これら企業の求人ニーズを一段と押し上げております。一方で、機能的スキルの代替が進むなかで、企業側は単なるスキルマッチングではなく、自社のパーパスに共鳴する「高い内発的動機」を持つ人材を確保・育成することへ投資の重点を移しており、当社の提供する高付加価値なプラットフォームへのニーズは一層高まっております。

(注)2. 「DX・SaaS関連企業」とは、テクノロジーや情報システム、AIやロボティクスの活用、メディア運営等のITを活用した課題解決を事業とする会社及びこれらの会社に対するサービス提供を行う会社と当社で定義しております。

・スタートアップ・ベンチャー企業を取り巻く環境

日本政府が掲げる「新しい資本主義」や、2022年11月に策定された「スタートアップ育成5か年計画」、さらには日本経済団体連合会の「スタートアップ躍進ビジョン」など、国を挙げたスタートアップエコシステムの強化が継続しております。

新規IPO件数（東証マザーズ、グロース、JASDAQ、スタンダードの合計）は、2021年の109社をピークに、2022年81社、2023年86社、2024年76社、2025年65社と推移しております。昨今の国際情勢やインフレに伴う金利引き上げ等の影響からIPO件数は減少傾向にあるものの、株式会社ユーザーベース運営のスタートアップ情報プラットフォーム「スピーダ」が公表した「2025 Japan Startup Finance」によれば、2025年の国内スタートアップ資金調達額は7,613億円と高い水準を維持しております。

市場全体としては、投資対象が「成長期待の高い優良企業」へ厳選される「選別期」に移行しており、収益性と提供価値の純度が厳しく問われる局面となっております。このような環境下では、真に成長可能性の高い

企業を見極め、意欲ある人材と繋ぐ当社独自の「目利き力」と「マッチング力」の優位性が、より鮮明になると考えております。

競合他社に対する競争優位性

当社グループの主要サービスである新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」のビジネスモデルが競争優位性の源泉となります。当社は、以下の3つのケイバビリティへ注力することにより、競合他社に対する優位性を維持しております。

・顧客の目利き力

ベンチャー企業を中心とした過去の取引実績から、新産業領域において構築された情報取得のネットワークにより、成長性の高い新産業領域の企業を厳選して開拓しております。

・行動変容を生み出す力

社会人経験がなく就職活動により得られる様々な情報により志向性が日々変化する学生に対して、ブランドイメージ等により企業を選好する等のバイアスを取り除くコンテキスト及びコンテンツを、メディアによる情報提供に加えて、インキュベーションパートナーによる個別面談やセミナー・イベント等を通じて伝えることで、行動変容を生み出してしております。

・マッチング力

顧客の目利き力によって厳選された新産業領域の企業と、行動変容を生み出す力により形成された挑戦意欲・成長志向の高い学生とを、「プロダクト(Goodfind)」と「人材」による複合的な価値提供を行うことで適切なマッチングを生み出すことが可能となります。

顧客基盤

当社グループの顧客基盤は、スタートアップ・ベンチャー企業を中心に、ビジネスモデルの転換や新規事業創出に挑む大企業、中堅・中小企業等の新産業領域の企業群によって構成されております。

特定の業種に依存することなく、人的資本投資を経営の最重要課題と位置づけ、個人の可能性の解放を通じて社会に新たな価値をもたらそうとする、成長意欲の高い多様な企業との間に信頼関係を築いてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」というミッションの実現に向け、独自の経営パラダイムである「循環経営」を推進しております。この「循環経営」の実効性を客観的に評価するため、当社グループでは、以下の指標を重要な経営指標としております。

売上高

社会への価値提供の広がりを示す指標として、持続的な成長を重視しております。なお、当社グループでは戦略的に参入領域を定義しており、客観的な外部統計による測定は困難であるものの、独自の調査に基づき算出した当該領域内における市場シェアを、提供価値の支持層の広がりを測る内部指標としてモニタリングしております。

営業利益及び営業利益率

当社の介入による付加価値創造が科学的かつ適正に実行されているかを評価する指標であり、高い水準を維持・向上させることを規律としております。

一人当たり営業利益

過度な労働量や人海戦術に依存せず、知恵とシステムによって生産性を高め、働く一人ひとりが高い介入価値を発揮できているかを測る指標として重要視しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、これまで3年間にわたる「大改革」を通じて、持続的成長に向けた組織基盤の整備と収益力の強化を推進してまいりました。この「大改革」は、単なる組織変革に留まらず、経営者自らが「高付加価値事業の探索と作り込み」を自己実践・体現することで、将来の成長に向けた身体感覚を伴う確かな手応えを得る期間でもありました。その一方で、そうした実践のプロセスを通じて、既存モデルの延長線上では、急速に変化する社会において本質的な価値を提供し続けることが構造的に困難であるという課題を、強い確信を持って認識するに至りました。

この実践から導き出された「内発的動機と営業利益の循環経営」（以下「循環経営」といいます。）という新たな経営のあり方（経営パラダイム）を、概念に留めず「組織の意志ある構造」として本格的に実装し、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

「循環経営」の推進と新ミッションへの刷新

（現状の認識）

これまでの社会や組織のあり方においては、人が役割や機能に最適化される一方で、個人の「らしさ」や「願い」といった人間性の本質が仕事や組織から切り離され、個人の内発的動機と企業の経済合理性が分離しがちであったと捉えております。こうした状況下では、組織の熱量が中長期的な企業価値向上に直結しきれず、さらなる成長への構造的な課題となっておりました。

また、AI等のテクノロジーの進化によって「何ができるか」の価値が相対化される中で、今後は「なぜやるのか」「誰としてやるのか」という問いこそが真の価値を持つ時代へと変化していくと考えています。これまでのミッション（人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。）では、こうした時代の要請への応答が限定的となってしまうと認識しております。

（取組の方向性）

この課題に対し、「循環経営」というパラダイム（世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ）を経営の軸に据えております。これは、一人ひとりの内発的動機と、付加価値創造の純度の証であり、未来へのさらなる投資原資となる「営業利益」を、相反させることなく、相互に高まり合い循環するものとして統合する考えです。一人ひとりの人生のテーマ（ライフミッション）を言語化し、それが組織の目指す未来と重なり合うことで生まれる熱量を、顧客への高い提供価値、ひいては持続的な利益成長へと結実させてまいります。

こうした「循環経営」の深化を前提とし、改めて社会における当社の存在意義を再定義した結果、今般、ミッションを以下の通り刷新いたしました。

人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。

Unlock human potential and co-shape a fulfilling future.

「循環経営」は個人の主体性を最大化することで組織的な競争優位を確立する合理的な経営の実践であり、当社グループはこの新ミッションのもとでさらなる深化を推進してまいります。

「人の可能性」を軸とした長期的な産業創造の実践

（現状の認識）

目に見えない「人の可能性」を開拓し、世代を跨ぎ100年単位で続く「産業」を創出するためには、既存の成功体験に依存しない動的なアプローチが不可欠であると確信しております。不確実かつ複雑な環境下において、過去の思考・行動様式（慣れ）に安住し、自己変容を止めてしまうことは、変化し続ける市場の本質を捉え損ね、提供価値を陳腐化させる本質的な課題であると捉えております。

（取組の方向性）

この課題に対し、一人ひとりが慣れ親しんだ思考・行動様式をさらに高次元化させるとともに、「不慣れ」な領域への挑戦をも含めた自分自身の「らしさ」に向き合い、自らの器を拡張し続ける学習プロセスを組織の核心に据えてまいります。人生のテーマ（ライフミッション）に基づくこの「自己変容」を構造化することで、固定化した視点に縛られることなく、市場の本質を捉え、新たな価値を創造し続ける体制を確立いたします。経営者自らの実践を通じて確信したこの「組織的な学習能力の向上」こそが、他社による模倣が困難な持続的優位性の源泉になると確信しております。

循環経営の実効性を担保する財務規律の徹底

(現状の認識)

当社グループは、「人の可能性」を起点とした事業領域には極めて大きな市場機会がある一方で、現状の成長率は市場の期待水準に達しておらず、その潜在的な可能性を十分に収益へと変換しきれていないことが本質的な課題であると捉えております。これは、これまで目指すべき圧倒的な期待水準が明確化されておらず、経営資源が分散していたことに起因していると認識しております。

(取組の方向性)

この課題に対し、「循環経営」における学習と成長の実効性を客観的に評価するため、高い水準の財務規律を徹底してまいります。当社グループにとって営業利益等の財務指標は、提供価値の純度や自己変容の進捗を測るための「計器」とすると同時に、株主価値を最大化するための最重要指標です。この規律に基づき、当連結会計年度における「メタノビ」のサービス終了、並びに翌連結会計年度における「Goodfind Career」の閉鎖決定など、事業の提供価値と収益性を評価したポートフォリオの最適化を実行いたしました。今後は、有望な領域へ経営資源を集中させ、高収益の実現によって生み出される利潤をさらなる「人の可能性」へと再投資し続けることで、長期の時間軸における圧倒的な競争力を構築してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

当社グループは、ミッション「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」の実現、及び長期的かつ持続的な企業価値向上に向けて、サステナビリティに関する課題（リスク及び機会）を取締役会における重要議題としております。特に、独自の経営パラダイムである「循環経営」の実践状況を高度に監督・監視するため、2026年5月27日開催予定の定時株主総会における定款変更の承認等を条件として、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これにより、取締役会が戦略の妥当性や価値創造プロセスの純度を客観的な視点から監督し、機動的な意思決定と透明性の高い監督体制を両立させるガバナンスを構築してまいります。

(2) 戦略

当社グループは、人的資本を単なる管理対象ではなく、持続的な競争優位と産業創造の源泉として位置付けております。この考えに基づき、以下の人的資本の育成及び社内環境整備に関する方針を推進しております。

内発的動機と自己変容による持続的な競争優位の源泉（人材育成の方針）

機能的なスキルの陳腐化が加速する環境下において、他社が模倣できない持続的な競争優位の源泉は、一人ひとりの「内発的動機」に基づく自己変容にあると考えます。個人の「らしさ」や「願い」に根ざした探求心が、「不慣れ」な領域への挑戦を含む学習変容を促します。この自己変容を伴う「器の拡張」を組織の核心に据え、構造化することで、固定化した視点に縛られることなく市場の本質を捉え、新たな価値を創造し続ける体制を確立いたします。

スノーボール型の戦略的成長モデル（社内環境整備の方針）

内発的動機が生み出す「付加価値創造の純度の証」である高い営業利益を、さらなる「人の可能性」へと再投資し、次なる高付加価値事業を連鎖的に創出する「スノーボール（複利成長）」の利益成長を志向いたします。利益成長の加速によって人への還元と投資の規模を最大化させ、一人ひとりの可能性と豊かさがめぐる環境を整備することで、ミッション実現に向けたダイナミズムを増幅させてまいります。

(3) リスク管理

当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を適切に識別・評価・管理することを経営の最重要事項の一つとして位置づけ、取締役会がそのプロセス全体を統制・監督する体制を構築しております。

プロセスの概要

取締役会は、サステナビリティに関連するリスク（採用・育成の停滞、内発的動機の低下による自己変容の停止等）に加え、市場の「歪み」の解消に伴う新たな事業機会を直接監督しております。具体的には、社内取締役からの報告に基づき、内発的動機という目に見えない資源が財務価値へと昇華されるプロセスにおける阻害要因や促進要因を定期的に評価しております。

財務指標と学習変容を統合する規律

当社にとって営業利益等の財務指標は、提供価値の純度や個人の自己変容の進捗を測るための「計器」です。取締役会はこの規律に基づき、有望な領域への経営資源の集中とポートフォリオの最適化を厳格に判断することで、現場の自己犠牲に依存しない本質的な収益力を担保し、長期の時間軸における圧倒的なリスク耐性と競争力を構築しております。

(4) 指標及び目標

当社グループは、本報告書提出日現在、具体的な指標及び目標は定めておりません。これは「内発的動機」を業績へ統合する「循環経営」の実効性評価について、定義や測定手法を現在再精査しているためであります。今後は、ガバナンス体制の刷新と並行してデータ集計基盤を整備し、投資判断に資する独自指標を次期以降に速やかに開示する方針です。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

市場環境の動向について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループが対象とする人材関連ビジネス市場は、景気動向や雇用情勢、テクノロジーの進歩、法規制等の影響を強く受ける市場であります。当社グループは、短期的な景気循環に左右されにくい、社会構造的な歪みや機会が蓄積された有望な事業領域を特定し、長期的な産業創造に取り組むことで、外部環境の変動によるマイナスの影響を最小化するよう努めております。

しかしながら、主要取引先であるスタートアップ・ベンチャー企業を取り巻く投資環境が、将来の成長性だけでなく収益性を含めた「質の高い企業」を厳選する局面へ移行するなか、顧客企業の採用意欲が当初の想定を超えて減退した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、少子高齢化に伴う労働人口の急減は当社グループにとって事業機会である一方、マクロ経済全体の停滞が産業構造の転換そのものを遅延させた場合、当社グループのプラットフォームが機能する新産業領域の拡大が制約されることで、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループは、創業以来、新産業領域の企業を厳選することや、新産業領域への挑戦意欲の高い人材を発掘・育成し、新産業領域の企業に適性のある人材を見極めることに関する知見を有しており、その結果として、人と組織の良質なコミュニティが形成されていることが競争力の源泉となっております。しかしながら、既存事業者によるシェアの拡大や、新たな参入事業者の登場により競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新卒採用環境の動向について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの売上高構成比が最も大きいサービスはキャリアサービス分野における新卒学生向けサービスであり、現在のところ直接的法的規制は受けておりませんが、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校で構成する就職問題懇談会による「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者にかかる就職について」の申合せや、政府の関係省庁連絡会議による就職・採用活動に関する要請等、学校や企業の団体による申合せ等は、当社グループが事業活動を行う上で考慮すべき事項であると考えております。

政府から行われた就職・採用活動に関する要請においては、卒業・修了予定の学生等を対象とした就職・採用活動の日程について、広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始は卒業・修了年度の6月1日以降、正式な内定日は卒業・修了年度の10月1日以降というルールへの遵守が経済団体・業界団体等に要請されております。

これまでに、法的規制や上記申合せ等の変化が当社グループの事業活動に大きな影響を与えた事実はありませんが、今後の政府・経済界・大学等の方針の動向を注視して当社グループの事業活動へのマイナスの影響が出ないように事業活動を調整してまいります。しかしながら、これらの方針が当社グループで予測・把握していた範囲から大きく変化した場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

求職者の確保について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

キャリアサービス分野における長期インターン、新卒及び中途の人材紹介業は、その事業特性上、求職者の確保が重要であることから、当社グループでは、既存ユーザーからの紹介やWebマーケティング等により求職者の募集を実施しております。求職者の確保に向けて重要となる求職者の満足度を高めるために、細やかな対応と個々の求職者に最適な就業機会の提供を行っております。また、全体の求職者の中でも、新産業領域への挑戦意欲の高い人材を中心とすることで、全体の世代人口減少の影響を受けにくい構造にもなっております。しかしながら、このような施策を行ったとしても、少子高齢化による将来の労働人口の減少や労働市場の変化等によって、企業側の求人ニーズに予想外の変化が生まれ、その結果として求人ニーズを満足させる求職者が確保できな

かたりした場合には、求職者及び求人企業双方にマッチングサービスを十分に提供できなくなり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループは、人材紹介業及び求人広告業を行っているため、多数の登録者（職業紹介希望者、求人案件応募者等）の個人情報を有しております。そのため当社グループでは、人材関連業務に関わる企業の果たすべき責任として、「個人情報保護に関する法令、規範」に基づき個人情報保護方針を策定し、役員及び社員への徹底、技術面及び組織面における合理的な予防・是正措置を講じております。また、当社は2018年に「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項JIS Q15001」に基づくプライバシーマークを取得しております。

当社コーポレート部が中心となって、当社グループ関係者全員に対して定期的な教育・指導及び必要な対策を実施し、当社内部監査担当者が随時管理状況をチェック・監査しております。

このような当社グループの取り組みにもかかわらず、各規程等の遵守違反、不測の事態等により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や、社会的信用の失墜等により、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

情報セキュリティについて

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、個人情報を含む顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。これらの情報の外部への不正な流出を防止するため、情報の取り扱いに関する社員教育、セキュリティシステムの改善、情報へのアクセス管理等、内部管理体制の強化に継続して取り組んでおります。しかしながら、当社グループや委託先の関係者の故意・過失、又は悪意を持った第三者の攻撃、その他想定外の事態の発生により、これらの情報が流出又は消失する可能性があります。そのような事態が生じた場合、当社グループの社会的信用の失墜、競争力の低下、損害賠償やセキュリティ環境改善のために多額の費用負担等が発生し、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

人材紹介に関する法的規制について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、有料職業紹介事業者としての許可を厚生労働大臣から受けております。当社が有している有料職業紹介事業者の許可の取消については、職業安定法第32条の9に欠格事項が定められております。現時点において認識している限りでは、当社は法令に定める欠格事由（法人であって、その役員のうち禁錮以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当する者があるもの）に該当する事実を有しておりません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。また、当該法規の改正等により法的規制が強化された場合には、当社の事業に制限が加わる可能性があります。

当社が保有している有料職業紹介事業許可の許可番号及びその取得年月日等は次のとおりであります。

所轄官庁等	取得者名	許可番号	取得年月	有効期限
厚生労働省	スローガン株式会社	13 - コ - 302267	2025年6月1日	2030年5月31日

当連結会計年度に更新を行っております。

求人広告に関する法的規制について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

求人広告に関する法的規制としては、求人広告に関して職業安定法において、職業紹介並びに労働者の募集方法、労働条件の明示及び虚偽の求人広告等に関する規制が定められております。また、職業安定法その他、労働基準法による「男女同一賃金の原則」等、法的規制の他、業界団体による自主的規制があります。

当社グループでは、このような規制の趣旨に沿って、広告掲載規程を定め、求人メディアごとに策定したガイドラインに基づく運営を行い、不適切な求人広告を排除するように努めており、これらの規制は直接的には求人企業である広告主が規制対象であります。当社グループも求人広告制作者として間接的に規制を受けているため、当社グループの事業活動に制約を受ける可能性があります。

知的財産権の侵害等について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループで開発・設計しているソフトウェアやプログラムは、当社グループが独自に設計・開発したものであり、他社の特許権侵害に該当していないかの調査等を行っております。また、商標の出願・登録についても、第三者の商標権を侵害しないように留意しております。

しかしながら、第三者から特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受ける可能性は完全には否定できず、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節的変動について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの売上高構成比が最も大きく、主要事業である「Goodfind」においては、顧客企業の新卒学生向けの採用活動が活発に行われる時期に売上が集中いたします。新卒学生に係る人材紹介手数料については、入社日基準により売上高を認識しているため、新卒学生の多くが入社する4月に売上高が集中いたします。この結果、第1四半期に売上高及び営業利益が集中する傾向にあります。将来的に会計基準等の改正により収益認識基準が変更になった場合には、当社グループの売上高及び営業利益の偏重時期に影響を及ぼす可能性があるため、当社グループの経営成績の四半期毎の比較は当社グループの経営成績の推移を判断するための参考にはならない可能性があります。

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）（単位：千円）

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	542,088	231,560	265,231	311,325	1,350,205
営業利益又は 営業損失（ ）	231,581	67,570	44,645	5,037	124,402

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）（単位：千円）

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	633,238	341,351	297,322	317,998	1,589,911
営業利益又は 営業損失（ ）	306,254	24,584	41,197	9,573	280,068

(3) 経営及び組織体制に関するリスク

人材の採用、育成及び欠員の発生について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの事業領域である新産業領域に関連する市場は今後も拡大が見込まれ、膨大な事業機会が生まれると認識しております。当社グループのミッションを実現していくためには、その機会をいち早く捉え様々なサービスを数多く生み出し続ける必要があり、社会からの要請を真摯に受けとめ主体的に変化へ対応できる人材の採用及び育成が非常に重要と考えております。そのため、当社グループでは、積極的な採用活動、最適な人材マネジメントの整備及び研修体制の構築等に取り組んでおります。しかしながら、今後人材の採用や育成が計画どおり進捗しない場合や離職等により多くの欠員が生じた場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) その他のリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：1年以内、影響度：中

当社は、当社役員、従業員並びに当社子会社役員及び従業員に対して、優秀な人材の確保・獲得及び経営参画意識の向上のためのインセンティブとして、新株予約権を付与しております。当連結会計年度末日現在、新株予約権による潜在株式数は236,600株であり、発行済株式総数2,769,875株に対する割合は8.54%となっておりますが、権利行使期間において段階的に行使が可能となる条件を付与することで、希薄化の影響が分散するようになっております。なお、新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

しかしながら、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社の配当政策につきましては、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、記載の方針に基づき、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針といたします。

感染症等の影響について

発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月から感染症法上の位置づけが「5類感染症」となったことで社会経済活動の正常化が見込まれ、当社グループの業績への影響は現時点では軽微と考えております。

しかしながら、当社グループは、リモートワークを基本とした働き方やオンラインでのサービス提供体制を継続しておりますが、新型コロナウイルス感染症を含む感染症等が新たに蔓延するような状況が発生した場合には、当社グループ内での感染拡大によるサービス提供体制への影響や、経済活動の停滞の影響により顧客企業が採用活動に慎重になることにより当社グループのサービス導入の意思決定が遅延する等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略していません。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は2,325,822千円となり、前連結会計年度末に比べ230,846千円増加いたしました。これは、流動資産が237,025千円増加したことによるものであります。流動資産の増加は主に、現金及び預金が270,522千円増加したことによるものであります。

現金及び預金の増加は主に、税金等調整前当期純利益を計上したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は692,106千円となり、前連結会計年度末に比べ102,442千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が49,331千円、未払消費税等が23,511千円増加したことによるものであります。

未払法人税等の増加および未払消費税等の増加は、前連結会計年度末に比べ税金等調整前当期純利益が増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,633,716千円となり、前連結会計年度末に比べ128,404千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益（純資産の増加）189,575千円を計上したことによるものであります。また、自己株式の市場買付けによって、自己株式の取得（純資産の減少）79,245千円を実行いたしました。

この結果、自己資本比率は68.8%（前連結会計年度末は71.0%）となりました。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げの波及により賃金と物価の好循環に向けた兆しが見られました。企業収益や設備投資は堅調に推移したものの、金融政策の正常化や実質賃金の伸び悩みによる消費の停滞などから、景気回復は緩やかに留まりました。海外では、地政学リスクの長期化や主要国の金融引き締めに伴う景気減速懸念、為替の変動など、国内経済への波及リスクを注視すべき状況が続いております。

人材関連ビジネス市場におきましては、労働人口の減少に加え、産業構造の変化に伴う労働移動が加速し、人材獲得競争は一層激化しております。特に人的資本経営の実践が求められる中、経営戦略と連動した「質の高い人材」の確保が企業の最重要課題となりました。また、生成AIの実務実装が急速に進んだことで、創造的なスキルやDXを牽引する高度専門人材の需要が急増しており、ジョブ型雇用の浸透とともに、専門スキルを持つ人材の報酬水準は上昇傾向にあります。

当社グループの主戦場である新産業領域におきましては、政府の「スタートアップ育成5カ年計画」が定着フェーズを迎え、ディープテック領域等への支援策が拡充されました。2025年の国内スタートアップ向け資金調達環境は、総額こそ高水準を維持したものの、実施社数は減少しており、投資対象の「選別」が鮮明化しました。成長期待の高い企業へ資金が集中する一方、事業の収益性が厳しく問われる局面となりました。出口戦略においても、IPOの審査厳格化を背景に、M&Aによる大企業グループ入りを選択する事例が増えるなど、循環構造の多様化が進んでおります。このような「質」が問われる選別局面こそ、有望な新産業の担い手を支援する、当社グループの目利きとマッチング能力が発揮される好機と捉えております。

このような経営環境の中、当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションのもと、新産業領域における才能の最適配置を推進し、人的資本の価値を最大限に引き出すプラットフォームの提供を強化してまいりました。

2023年3月の創業経営者からのサクセッション（経営継承）を経て、現在はミッション及び長期ビジョンの実現に向け、「営業利益が持続成長する付加価値の高い事業」の構築を目指す「大改革期」と位置づけております。当該期間においては、以下の3つの重要テーマを並行して推進してまいりました。

Goodfind会員の利用及びマッチング改善による収益基盤の強化

組織・人材・カルチャー及び事業マネジメントシステムの強化

営業利益が持続成長する付加価値の高い事業の探索と作り込みを経営者が自己体現し、組織へ展開

当連結会計年度は、新経営体制への移行後3年目の年として、これら「大改革」の成果を確実に業績へと繋げるべく、主力事業である「Goodfind」の提供価値向上と収益基盤強化に取り組むとともに、組織基盤の強化及び事業ポートフォリオの最適化に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,589,911千円（前期比17.8%増）、営業利益280,068千円（同125.1%増）、経常利益279,371千円（同134.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益189,575千円（同118.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,014,364千円となり、前連結会計年度末に比べ270,522千円増加いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は328,634千円（前年同期は175,598千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上279,371千円、法人税等の支払額34,924千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は8,649千円（前年同期は34,313千円の使用）となりました。これは主に、自社利用ソフトウェアの開発に伴う無形固定資産の取得による支出9,507千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は49,462千円（前年同期は47,478千円の使用）となりました。これは主に、自己株式取得により79,916千円を支出した一方で、そのための預け金を28,515千円取り崩したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	前期比(%)
キャリアサービス分野	1,403,215	122.9
学生向けサービス	1,280,586	120.5
社会人向けサービス	122,629	154.5
メディア・SaaS分野	186,695	89.6
合計	1,589,911	117.8

- (注) 1．上記事業部門別の売上高は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人FRIQの監査は受けておりません。
- 2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える将来に関する見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状、その他さまざまな要因を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、将来においてこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成において採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 . 会計方針に関する事項」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、1,589,911千円(前期比17.8%増)となりました。当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上高については、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS分野を事業部門として区分し、さらに、キャリアサービス分野は、学生向けサービス及び社会人向けサービスに細分化して分析しております。

事業部門	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	前期比(%)
キャリアサービス分野	1,141,893	101.1	1,403,215	122.9
学生向けサービス	1,062,540	105.8	1,280,586	120.5
社会人向けサービス	79,353	63.2	122,629	154.5
メディア・SaaS分野	208,312	72.2	186,695	89.6
合計	1,350,205	95.2	1,589,911	117.8

(注) 上記事業部門別の売上高は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人FRIQの監査は受けておりません。

売上高につきましては、これまでの「大改革」の成果が着実に現れ、過去最高を更新いたしました。しかしながら、当社グループが対峙する新産業領域における広大な人的資本市場のポテンシャルに照らせば、現在の実績は未だ通過点に過ぎず、獲得可能な市場シェアに対して極めて大きな伸びしろを残しているものと認識しております。事業部門別の概況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、情報の重複を排除し開示の簡素化を図る観点から、従来記載しておりました学生向けサービスにおけるサービスモデル別の売上高情報については、記載を省略しております。当該指標の定量的な実績につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 収益認識関係」に記載のとおりであります。

・学生向けサービス：Goodfindの収益基盤強化と提供価値の深化

大改革の最優先事項である「Goodfind」を中心とする学生向けサービスにおいては、売上高1,280,586千円(前期比20.5%増)となりました。2026年・2027年卒業学生向けサービスの堅調な推移に加え、新卒採用市場のさらなる早期化を見越し、2028年卒業予定者(大学2年生)を対象とした早期母集団形成ニーズを的確に捉えたメディアサービスの受注・納品が大きく寄与いたしました。生成AIを活用したマッチング精度の向上と、早期層へのアプローチ強化が相まって、才能の最適配置を加速させる収益基盤の強化につながりました。

・社会人向けサービス：経営者の自己体現と内発的動機に基づく組織運営

社会人向けサービスにおいては、売上高122,629千円(前期比54.5%増)となり、社会人向けキャリア支援サービス「G3」が大幅な成長を達成いたしました。これは大改革の重要テーマである「経営者の自己体現」を通じ、顧客の深い洞察(インサイト)に基づいた独自の提供価値を定義し、オペレーションを磨き込んだ成果の現れであると認識しております。

この成長の根底には、単に短期的な利益を追うのではなく、事業に携わる一人ひとりの「内発的動機」を引き出し、社会への提供価値と個人の意思を重ね合わせる独自の組織運営があります。個人の意欲が試行錯誤の質と量を高め、それにより長期の時間軸で事業を探索しオペレーションを磨き込むという仕組みの実効性について、当期の実績を通じて確かな手応えを得る段階に至りました。今後は、この経営者による自己体現をさらに高次元に実践するとともに、全社的なマネジメントシステムとして昇華・展開させ、再現性のある持続的な成長を実現していくことが、当社グループの次なる挑戦であると捉えております。

・メディア・SaaS分野

メディア・SaaS分野につきましては、売上高186,695千円（前期比10.4%減）となりました。「FastGrow」及び「TeamUp」において、様々な内部課題が顕在化し、厳しい結果となりました。現在、本分野においても「大改革」のプロセスを適用し、事業モデルの再構築とオペレーションの抜本的な改善に着手しております。グループ全体の収益ポートフォリオ最適化の観点から、次なる付加価値創造に向けた構造改革を継続してまいります。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における売上原価は、28,672千円（前期比6.8%減）となり、概ね前年同水準で推移いたしました。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,281,171千円（前期比7.2%増）となりました。これは主に、将来の持続的な成長に向けた人員体制強化への投資によるものであります。

この結果、売上高の成長が費用の伸びを大きく上回ったことにより、営業利益は280,068千円（前期比125.1%増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は、5,278千円（前連結会計年度は1,718千円 3,560千円の増加）となりました。これは主に、受取利息の計上によるものであります。営業外費用は、5,975千円（前連結会計年度は7,068千円 1,092千円の減少）となりました。これは主に、持分法による投資損失の計上によるものであります。

この結果、経常利益は279,371千円（前期比134.7%増）となりました。

（特別損益、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益）

法人税等合計は、89,796千円（前連結会計年度は32,211千円 57,584千円の増加）となりました。これは、課税所得が増加したことによるものであります。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は189,575千円（前期比118.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要として主なものは、人件費、人材獲得のための採用費、業務委託費、新規顧客企業獲得や求職者獲得のための広告宣伝費であります。これらの必要資金については、営業活動により獲得した自己資金を充当することを基本方針としながら、今後の資金需要や金利動向等を勘案し、必要に応じて金融機関からの借入やエクイティファイナンス等による資金調達を検討する予定であります。なお、これらの資金調達方法の優先順位は、資金需要や資金使途等に合わせて最適な方法を検討・選択する予定であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は2,014,364千円であり、本書提出日現在における資金需要に対して必要な資金は確保されております。なお、当社は取引銀行1行と当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越極度額及び借入未実行残高は100,000千円であります。金融・資本市場の流動性が低下した状況下においては、当該当座貸越極度額を使用することによって流動性を確保いたします。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが目標とする経営指標については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、当連結会計年度においては、売上高、営業利益及び営業利益率を主要な客観的指標として掲げております。

また、独自の経営パラダイムである「循環経営」における付加価値創造の質を評価する重要な指標として検討している「一人当たり営業利益」については、その定義及び算出方法等を経営方針に照らして精査し、次期以降、適切なタイミングでの公表・開示を検討してまいります。

当連結会計年度において、2025年10月7日及び2026年2月25日に通期連結業績予想の修正を公表しておりますが、期首公表の業績予想に対する達成状況は次のとおりであります。

指標	業績予想	実績	予想比
売上高（百万円）	1,515	1,589	104.9%
営業利益（百万円）	151	280	184.8%
営業利益率	10.0%	17.6%	+7.6ポイント

2027年2月期においては、売上高1,620百万円（2026年2月期比1.9%増）、営業利益302百万円（同8.1%増）、営業利益率18.7%（同1.1ポイント増）を計画しております。なお、2026年4月7日に公表した「2026年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」における業績予想から変更はありません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資及び除却等はありません。

なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務所設備	-	289	289	107(96)

(注) 1. 事業所は全て賃借しており、年間賃借料は9,831千円であります。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の年間平均人員数を外書しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年5月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,769,875	2,771,375	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	2,769,875	2,771,375	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 (注)4
新株予約権の数(個)	89 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 44,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	223 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年5月20日 至 2027年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 223 資本組入額 111.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

- 4 . 付与対象者の権利の行使、退職による権利の喪失及び取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員2名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1 当社子会社取締役 2(注)4
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	223(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年9月22日 至 2027年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 223 資本組入額 111.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式500株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 付与対象者の権利の行使、退職及び退任による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2 当社従業員 4 当社子会社取締役 2(注)4
新株予約権の数(個)	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	660(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年3月1日 至 2028年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式5株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 付与対象者の権利の行使、退職及び退任による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役2名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	300 [-] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,500 [-] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	660 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日(2026年2月28日)から提出日の前月末現在(2026年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式5株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 8(注)4
新株予約権の数(個)	1,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,160(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,160 資本組入額 580
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式5株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 付与対象者の権利の行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員2名となっております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 11 当社子会社取締役 1(注)4
新株予約権の数(個)	40,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,160(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,160 資本組入額 580
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式1株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 付与対象者の取締役就任、退職及び退任による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員5名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2024年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 106 (注)5、6
新株予約権の数(個)	1,396 [1,348] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 139,600 [134,800] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	660 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年6月29日 至 2034年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日(2026年2月28日)から提出日の前月末現在(2026年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として在籍していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号

に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%
- (イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%
- (ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%
- (エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%
- (オ) 割当日から3年経過後：本新株予約権の100%

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (オ) 新株予約権者が会社又はその関係会社の監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、新株予約権者が監査役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 当社従業員には、出向者を含みます。
6. 付与対象者の、退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員83名となっております。

第10回新株予約権

決議年月日	2024年 5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社社外協力者 1
新株予約権の数（個）	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	660（注）2
新株予約権の行使期間	自 2026年 6月29日 至 2034年 5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2026年 2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2．本新株予約権 1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の 1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社と継続的な業務委託関係が存続していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当

社の業務委託関係者としての地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%
- (イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%
- (ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%
- (エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%
- (オ) 割当日から3年を経過後：本新株予約権の100%

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年11月24日 (注)2	500,000	2,703,075	276,000	503,102	276,000	491,142
2022年3月1日～ 2022年6月30日 (注)1	400	2,703,475	232	503,334	232	491,374
2022年7月1日 (注)3	-	2,703,475	493,102	10,232	-	491,374
2022年7月2日～ 2023年2月28日 (注)1	6,100	2,709,575	2,469	12,701	2,469	493,843
2023年3月1日～ 2024年2月29日 (注)1	38,800	2,748,375	2,313	15,015	2,313	496,157
2024年3月1日～ 2025年2月28日 (注)1	3,000	2,751,375	178	15,193	178	496,335
2025年3月1日～ 2026年2月28日 (注)1	18,500	2,769,875	969	16,162	969	497,304

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,200円

引受価額 1,104円

資本組入額 552円

払込金総額 552,000千円

3. 2022年5月29日開催の定時株主総会決議に基づき、2022年7月1日付で減資の効力が発生し、資本金を493,102千円減少させて、全額を其他資本剰余金に振り替えております。

4. 2026年3月1日から2026年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ495千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	13	18	5	554	607	-
所有株式数(単元)	-	4	1,616	1,555	5,626	24	18,863	27,688	1,075
所有株式数の割合(%)	-	0.01	5.84	5.62	20.32	0.09	68.13	100	-

(注) 自己株式260,474株は、「個人その他」に2,604単元及び「単元未満株式の状況」に74株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤 豊	東京都豊島区	578,300	23.05
Reapra Ventures Pte. Ltd. (常任代理人 S M B C 日興証券株式会社)	328 North Bridge Road, Singapore (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)	539,000	21.48
織田 一彰	愛知県名古屋市港区	300,000	11.96
KMFG株式会社	東京都港区新橋二丁目5番2号	102,000	4.06
XTech 1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	100,000	3.99
スローガン社員持株会	東京都港区南青山二丁目11番17号	86,781	3.46
仁平 理斗	東京都中央区	75,669	3.02
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	60,200	2.40
渡邊 秀和	東京都港区	51,600	2.06
アイビー投資事業有限責任組合	豊島区南池袋二丁目9番9号	38,200	1.52
計	-	1,931,750	76.98

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 260,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,508,400	25,084	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,075	-	-
発行済株式総数	2,769,875	-	-
総株主の議決権	-	25,084	-

(注)「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
スローガン株式会社	東京都港区南青山二丁目11番17号	260,400	-	260,400	9.40
計	-	260,400	-	260,400	9.40

(注)上記以外に自己名義所有の単元未満株式74株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年2月20日)での決議状況 (取得期間2025年2月21日~2026年1月31日)	80,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	65,500	49,954,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年11月13日)での決議状況 (取得期間2025年11月17日~2026年11月16日)	80,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	36,900	29,268,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	43,100	20,731,100
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	53.9	41.5
当期間における取得自己株式	11,700	8,996,000
提出日現在の未行使割合(%)	39.3	23.5

(注)1.取得自己株式は、受渡日基準で記載しております。

2.当期間における取得自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度前における取得自己株式	27	21,870
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	260,474	-	272,174	-

(注) 1. 保有自己株式数は、受渡日基準で記載しております。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益配分については経営の最重要課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、当社は現在成長過程にあると考えており、将来的に安定した配当を継続して実現していくためにも、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための内部留保資金を充実させることが必要と考え、配当を実施しておりません。内部留保につきましては、継続的な事業成長を支える優秀な人材の採用及び育成強化を図るための資金として、有効に活用していく方針としております。

なお、将来的に配当を実施する場合は、株主総会の決議により事業年度末日を基準日として年1回実施することを基本方針としておりますが、取締役会の決議によって8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」というミッションに基づき、一人ひとりの内発的動機と組織の営業利益を循環させる独自の経営パラダイム「内発的動機と営業利益の循環経営（以下「循環経営」と言います。）」を前提としております。この実践を通じて、多様な「人の可能性」が引き出され、100年単位で価値を育み続ける社会を目指しております。

当社にとってのコーポレート・ガバナンスは、この「循環経営」の実効性を担保し、「付加価値創造の純度」を監督するための「組織の意志ある構造」であると認識しております。株主をはじめ、ユーザー、取引先、従業員、地域社会等のすべてのステークホルダーと共に豊かな未来をかたちづくり、中長期的な企業価値の最大化を図るため、実効性と透明性の高いガバナンス体制の強化に継続的に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、本書提出日現在において監査役会設置会社の体制を採用しておりますが、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定しております。

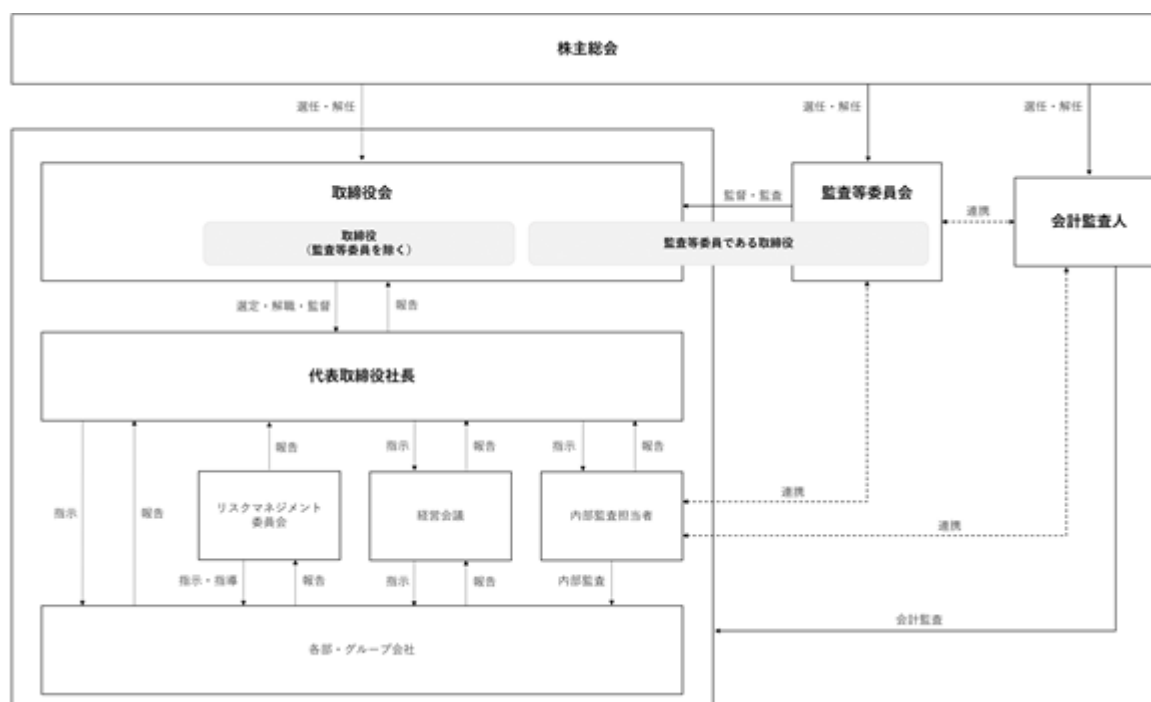
() 本書提出日現在の体制

本書提出日現在における当社の企業統治の機関は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人であります。取締役会による経営執行の監督と、独立した立場にある監査役による二重の監視体制により、経営の効率性と健全性を確保しております。なお、当社は、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るため、従来導入しておりました執行役員制度を2026年3月1日付で廃止いたしました。これは、各部門を管掌する部長が執行役員を兼務するという実態となっており、事実上、執行役員としての固有の権限や役割の必要性がなくなっている状況を、今般のガバナンス体制の見直しに合わせて是正したものであります。これにより、責任と権限の所在をより明確化した実態に即した体制へと移行しております。

() 監査等委員会設置会社への移行後の体制

監査等委員会設置会社への移行後の体制におきましては、取締役会（監査等委員会を設置）及び会計監査人を設置することとなります。取締役会は6名（うち監査等委員である取締役3名）で構成され、その半数（50％）にあたる3名を独立性の高い社外取締役とすることで、監督機能をより強固なものとする予定となっております。

移行後の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、独自の経営パラダイム（世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ）である「循環経営」の実践を加速させ、再定義したミッションを自ら体現する組織へと進化するフェーズにあります。この「主観（意志）」と「客観（財務）」を統合する挑戦を実効性あるものにするため、ガバナンス体制を進化させることが不可欠であると判断し、監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。主な移行理由は以下のとおりとなります。

（ ）意思決定の迅速化と事業執行の加速

不確実かつ複雑な環境において、既存の成功体験に依存せず「人の可能性」を軸とした長期的な産業創造に挑むためには、顧客や市場の最前線における機動的な意思決定が不可欠であります。本移行に伴い、重要な業務執行の決定権限を取締役へ委任できる体制とすることで、事業における「探索と作り込み」を構造的に支え、そのスピードを加速させるためであります。

（ ）監督機能の質的進化（「付加価値創造の純度」の監査）

当社において営業利益は、単なる利益の蓄積ではなく、付加価値創造の純度や自己変容の進捗を測るための「計器」であります。監査等委員が取締役会において議決権を持つことで、経営に対する独立した監督機能を維持・強化しつつ、財務数値という結果の妥当性のみならず、その背景にある価値創造プロセスが健全かつ科学的に実行されているかという「循環経営」の実践状況を、より高度な次元で監督するためとなります。

c. 取締役会等の検討プロセス（ガバナンス体制見直しの経緯）

当社は、2023年の経営体制移行（サクセッション）からの3年間を「大改革期」と位置づけ、持続的成長に向けた組織基盤の整備と収益力の強化に全力を注いでまいりました。この実践のプロセスから紡ぎ出された独自の経営パラダイムである「循環経営」の実装に向け、2026年2月期の1年間においては、経営パラダイムの構造化や言語化、並びにミッションの再定義及びビジョンの検討、それらに紐づく最適なガバナンス体制のあり方について、年間を通じて検討を重ねてまいりました。

当該検討にあたっては、代表取締役社長及び取締役副社長の2名が中心となり、社内の会議体である「CUF（Co-create and Unlock the Future）」等を通じて、長期の時間軸から短期の時間軸に至るまで、多角的かつ継続的な議論を行っております。また、取締役会においても、検討の進捗状況や今後の進化の方向性について都度協議を行い、議論を深めてまいりました。

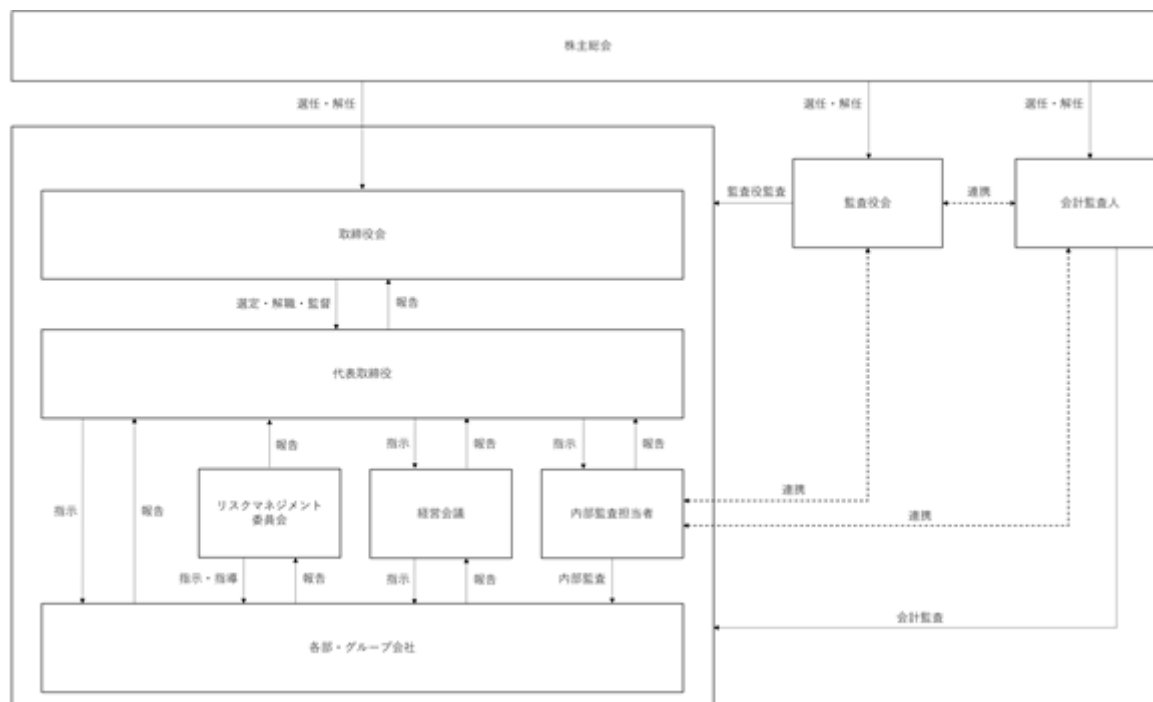
その結果として、不確実かつ複雑な環境下で「人の可能性」を軸とした産業創造に挑み、「主観（意志）」と「客観（財務）」を統合する「循環経営」を実効性あるものにするためには、専門性と議決権を併せ持つ監査等委員が経営判断の妥当性を監督する「監査等委員会設置会社」への移行が、当社グループのミッションの実現に向けてより推進力を高めるものであると認識しております。

d. 監査等委員会の実効性確保に向けた取組

移行後の監査等委員会においては、実効性の高い監査体制を構築するため、常勤の監査等委員を1名選定する予定となっております。常勤者が内部監査担当者や執行部門と密に連携し、日常的な情報収集を行う体制を整備するとともに、会計専門性や法務専門性を有する社外取締役が議決権をもって監督にあたることで、経営の透明性と健全性を担保してまいります。

e . 企業統治の体制の各機関の概要

本書提出日現在における当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりとなります。



() 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長を議長として、取締役及び社外取締役で構成され、法令又は定款で定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関する報告を受けることで職務執行の監督を行っております。取締役の職務執行の監査機能を果たすため、取締役会には監査役が出席しております。また、取締役会は月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長 仁平理斗

構成員：取締役副社長 北川裕憲

社外取締役 杉之原明子、社外取締役 渡辺千賀

出席者：常勤監査役 林田真由子、社外監査役 江原準一、社外監査役 中川紘平

() 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役を議長として、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定のほか、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議又は決議を行うとともに、取締役会への出席のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会等への出席を通じて取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、代表取締役社長との経営課題及び監査上の重要課題に関する意見交換、会計監査人及び内部監査担当者との監査に関する意見交換や情報共有等を定期的な会合を開催して行い、深度ある監査の実施に努めております。また、監査役会は月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：常勤監査役 林田真由子

構成員：社外監査役 江原準一、社外監査役 中川紘平

() 経営会議

当社では、取締役会への付議事項及び報告事項を協議するとともに、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営及び業務執行に関する重要事項について審議を行うことを目的として、経営会議を設置しております。経営会議は、取締役副社長を議長として、社内取締役で構成され、月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。また、取締役の職務執行の監査機能を果たすため、経営会議には常勤監査役及び内部監査担当者が出席しております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：取締役副社長 北川裕憲

構成員：代表取締役社長 仁平理斗

出席者：常勤監査役 林田真由子、内部監査担当者1名

() リスクマネジメント委員会

当社では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として、リスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、委員長を代表取締役社長として、社内取締役、執行役員、常勤監査役、内部監査担当者及びその他委員長に指名された者で構成され、月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。

本書提出日現在における委員長、議長、委員及び出席者の氏名は以下のとおりであります。

委員長：代表取締役社長 仁平理斗

議長：取締役副社長 北川裕憲

委員：部長4名

出席者：常勤監査役 林田真由子、内部監査担当者1名

() 内部監査担当者

当社では、内部監査室等の独立した内部監査組織を設置しておりませんが、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長が他の業務執行部門から独立した内部監査責任者1名をコーポレート部の中から任命し、当該内部監査責任者がコーポレート部を除く当社の全部署及び子会社の内部監査を実施しております。コーポレート部に対する内部監査については、外部の専門家が実施することで、相互牽制機能が働く体制を採用しております。また、監査役及び会計監査人との監査に関する意見交換や情報共有等を定期的な会合を開催して行い、深度ある監査の実施に努めております。

内部統制システムの整備の状況

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社グループの業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程及びそれに関するマニュアル等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会による監査・監督体制を反映した基本方針への改定を予定しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業遂行に伴う様々なリスクを把握することに努め、リスク管理規程によりリスク管理に関する基本方針、組織体制、管理方法、緊急対策について定めることでリスクの発生の防止と被害損失の最小化を図っております。また、リスク管理の全社的な推進、必要な情報の共有及びコンプライアンスの徹底を図るため、リスクマネジメント委員会を毎月1回開催し、リスクの識別及び対処を機動的に行える体制を構築しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の諸規程において子会社に関連する事項を定め、子会社の取締役の職務の執行状況のモニタリング、リスク管理体制及びコンプライアンス体制を構築しております。また、子会社の業務が諸規程に基づいて適切に運用されていることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員である取締役を本契約の対象に含める予定となっております。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社及び当社子会社であるチームアップ株式会社の取締役、監査役、執行役員及び当社取締役会で重要な使用人として決議された者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしており、当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

監査等委員会設置会社への移行後も、新たに選任される取締役を被保険者に含め、本契約を継続する予定となっております。

取締役の定数

当社取締役の定数は8名以内とする旨を定款で定めております。

なお、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）を8名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする定款変更を付議する予定となっております。

取締役の選任の決議要件

株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

なお、監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任するための規定を整備する予定となっております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

a．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b．取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

なお、監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員である取締役を本規定の対象に含める定款変更を予定しております。

c．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を原則月1回開催しております。個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
仁平 理斗	13回	13回
北川 裕憲	13回	13回
杉之原 明子	13回	12回
渡辺 千賀	13回	13回

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

取締役会における具体的な検討内容は、法令又は定款で定められた事項のほか、経営方針に関する事項、決算に関する事項、人事・組織に関する事項、内部統制・コンプライアンスに関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する事項、その他重要な業務執行に関する事項であります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

a. 本書提出日(2026年5月19日)現在の役員の状況は以下のとおりであります。

男性 4名 女性 3名 (役員のうち女性の比率 42.9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	仁平 理斗	1986年4月18日	2010年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年12月 当社入社 2017年10月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役 執行役員COO 2023年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	75,669
取締役副社長	北川 裕憲	1986年12月11日	2011年12月 新創監査法人入所 2015年7月 当社入社 2015年8月 公認会計士登録 2015年10月 当社執行役員 2017年10月 当社取締役 執行役員CFO 2018年5月 チームアップ株式会社 取締役 2023年3月 当社取締役副社長(現任) 2026年3月 チームアップ株式会社 代表取締役社長(現任)	(注)3	35,000
取締役	杉之原 明子	1986年11月20日	2010年4月 株式会社ガイアックス入社 2014年10月 アディッシュ株式会社取締役管理本部長 2020年3月 アディッシュ株式会社取締役組織戦略管掌 2021年1月 アディッシュ株式会社取締役 2021年4月 特定非営利活動法人みんなのコード COO 2021年5月 当社社外取締役(現任) 2022年3月 株式会社Kaizen Platform 社外取締役(現任) 2022年4月 特定非営利活動法人ヘルスケアリーダーシップ研究会 理事 2025年7月 特定非営利活動法人みんなのコード 代表理事 CEO(現任)	(注)3	-
取締役	渡辺 千賀	1967年3月29日	1990年4月 三菱商事株式会社入社 1999年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2000年1月 株式会社ネオテニー入社 2000年10月 BSGP, Inc. プリンシパル(現任) 2009年4月 Naan Studio, Inc. 入社 2020年4月 EastMeetEast, Inc. 取締役(現任) 2021年3月 ソウルダアウト株式会社 社外取締役 2022年4月 G.U.テクノロジーズ株式会社 取締役(現任) 2023年5月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	林田 真由子	1978年5月28日	2001年4月 旭硝子株式会社(現 AGC株式会社)入社 2015年10月 当社入社 2018年5月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	江原 準一	1965年6月1日	1985年4月 株式会社あさくま入社 1991年3月 谷古宇公認会計士事務所入所 1994年9月 株式会社永井興商入社 1997年3月 株式会社カプキ印刷入社 2006年2月 株式会社サンフィニティー入社 2008年9月 株式会社リブセンス入社 2010年5月 株式会社リブセンス 常勤監査役(現任) 2013年9月 株式会社クラウドワークス 社外監査役 2016年4月 株式会社あつまる 社外監査役(現任) 2018年3月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	中川 紘平	1977年10月2日	2001年4月 最高裁判所司法研修所入所 2002年10月 第一東京弁護士会登録 2002年10月 TMI総合法律事務所入所 2013年1月 TMI総合法律事務所パートナー 2014年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年4月 東京大学法科大学院客員准教授 2017年2月 NEXAGE法律事務所開設 パートナー(現任) 2017年6月 プロパティエージェンツ株式会社 社外監査役 2018年3月 当社社外監査役(現任) 2019年1月 株式会社フィーディソン 社外監査役(現任) 2023年10月 ミガロホールディングス株式会社 社外監査役(現任)	(注)4	-
計					110,669

- (注) 1. 取締役 杉之原明子、渡辺千賀は、社外取締役であります。
2. 監査役 江原準一、中川紘平は、社外監査役であります。
3. 2025年5月29日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年5月29日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数は、当事業年度末日現在の株式数を記載しております。

b. 2026年5月27日開催の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」を提案しており、当該議案が可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性 5名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 16.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	仁平 理斗	1986年4月18日	2010年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年12月 当社入社 2017年10月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役 執行役員COO 2023年3月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	75,669
取締役副社長	北川 裕憲	1986年12月11日	2011年12月 新創監査法人入所 2015年7月 当社入社 2015年8月 公認会計士登録 2015年10月 当社執行役員 2017年10月 当社取締役 執行役員CFO 2018年5月 チームアップ株式会社 取締役 2023年3月 当社取締役副社長（現任） 2026年3月 チームアップ株式会社 代表取締役社長（現任）	(注) 2	35,000
取締役	尾下 大介	1978年6月14日	2000年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2015年7月 Nagashima Ohno & Tsunematsu LLP入所 2017年9月 株式会社東京証券取引所出向（日本取引所自主規制法人へ再出向） 2019年10月 CrossOver法律事務所設立 代表弁護士（現任） 2020年9月 Appier Group株式会社 社外取締役 [監査等委員] 2020年11月 株式会社REAPRA 社外監査役 2021年5月 株式会社イッセイミヤケ 社外監査役（現任） 2020年11月 株式会社REAPRA 社外取締役（現任） 2026年5月 当社社外取締役（現任）	(注) 2	-
取締役 (常勤監査等委員)	佐藤 郁馬	1989年7月18日	2015年9月 ネオス株式会社入社 2017年11月 当社入社 2026年5月 当社取締役 [常勤監査等委員]（現任）	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	武田 雄治	1975年7月22日	2001年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2005年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年5月 公認会計士登録 2005年7月 武田公認会計士事務所開設 所長（現任） 2009年11月 株式会社武田企画（現株式会社武田会計）設立 取締役 2011年7月 株式会社武田企画（現株式会社武田会計） 代表取締役（現任） 2023年4月 関西学院大学 非常勤講師（現任） 2025年8月 株式会社中北製作所 補欠監査役（現任） 2026年5月 当社社外取締役 [監査等委員]（現任）	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	野村 彩	1977年7月3日	2007年12月 第二東京弁護士会登録 2007年12月 鳥飼総合法律事務所入所 2016年1月 和田倉門法律事務所参画 2022年4月 株式会社GENDA 社外取締役 2022年6月 株式会社ACES 社外監査役（現任） 2023年4月 日本郵政グループ内部通報制度 不服審査委員会委員 2023年9月 株式会社アンドバッド 社外監査役（現任） 2025年4月 株式会社ニリー 社外監査役（現任） 2026年3月 ビズメイツ株式会社 社外取締役 [監査等委員]（現任） 2026年5月 当社社外取締役 [監査等委員]（現任）	(注) 3	-
計					110,669

- (注) 1. 取締役 尾下大介、取締役(監査等委員) 武田雄治及び取締役(監査等委員) 野村彩は、社外取締役であります。
2. 2026年5月27日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年5月27日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役(監査等委員) 野村彩の戸籍上の氏名は、堀彩であります。
5. 所有株式数は、当事業年度末日現在の株式数を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準等を参考に、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に選任しております。

社外取締役の杉之原明子は、ベンチャー企業における豊富な事業経験とマネジメント経験を有しており、ジェンダーギャップの解消に向けた活動にも取り組む経緯から、当社経営におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン(DE&I)の推進の観点を含め、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、同氏は当社のストック・オプションを5個(500株相当)保有しておりますが、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えております。その他に同氏との間において、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の渡辺千賀は、長年にわたりコンサルティング業務に従事しており、主にテクノロジー関連領域に精通していることや、上場企業での社外取締役経験から、テクノロジーやグローバル視点での豊富な経験と専門的な知見を有していることから、会社経営全般に関する取締役の職務執行の監督を行っております。なお、同氏は当社のストック・オプションを5個(500株相当)保有しておりますが、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えております。その他に同氏との間において、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の江原準一は、財務、会計及び経営管理全般に関する豊富な知識と経験を有しており、また他社における常勤監査役及び社外監査役の経験も豊富なことから、財務及び会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を活かして監査を行っております。江原準一は当社の取引先である株式会社リブセンスの常勤監査役の社外監査役であります。取引条件及び取引規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。また、当社新株予約権100個(500株)を所有しておりますが、これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中川紘平は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験や法律に関する高い見識を有していることから、弁護士としての専門的見地から監査を行っております。なお、中川紘平は当社新株予約権100個(500株)を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定となっております。同総会において選任予定の社外取締役候補者の状況は以下のとおりであります。

社外取締役候補者である尾下大介氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、上場企業での社外役員経験を有しており、資本市場やコンプライアンスに関する深い知見を活かし、客観的な視点から当社の「循環経営」の実践を高度に監督いただけるものと判断しております。

社外取締役(監査等委員)候補者である武田雄治氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の「付加価値創造の純度」を測るための計器である財務数値の妥当性について、専門的見地から厳格な監査・監督をいただけるものと判断しております。

社外取締役(監査等委員)候補者である野村彩氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社での監査等委員としての経験も有していることから、当社のガバナンス体制の進化を法務的側面から牽引し、実効性のある監督をいただけるものと判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査の報告及び内部統制部門によるリスクマネジメント委員会の活動報告等を受けると共に、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、会計監査人が実施する監査実施報告に内部監査担当者及び監査役が

同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会等を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。

監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員である社外取締役が取締役会における議決権を持つことで、より機動的な監督体制へと進化いたします。具体的には、常勤の監査等委員を中心として、内部監査担当者及び会計監査人との間で「三様監査」の連携をさらに強化し、四半期ごとの定期的な情報交換に加え、実査や監査実施報告への同席を継続することで、監査の実効性を確保してまいります。これらの連携状況については、監査等委員会を通じて、監査等委員以外の社外取締役へも適宜共有・報告される体制を構築しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。各監査役は、それぞれの専門的見地を持ち、効果的かつ効率的な監査を行っております。常勤監査役の林田真由子は、2015年10月に当社に入社し、2018年5月に当社常勤監査役に就任するまでの約3年間に於いて当社事業運営に携わった経験を活かし、当社への理解を基礎とした実効性の高い監査を行っております。社外監査役の江原準一は、財務、会計及び経営管理全般に関する豊富な知識と経験を有しており、また他社における常勤監査役及び社外監査役の経験も豊富なことから、財務及び会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を活かして監査を行っております。社外監査役の中川紘平は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験や法律に関する高い見識を有していることから、弁護士としての専門的見地より監査を行っております。

監査役監査は、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。なお、監査役3名は取締役会にも出席しており、当事業年度に開催した取締役会及び監査役会への出席率は以下のとおりであります。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

氏名	取締役会出席率	監査役会出席率
常勤監査役 林田 真由子	100% (13/13回)	100% (14/14回)
社外監査役 江原 準一	100% (13/13回)	100% (14/14回)
社外監査役 中川 紘平	100% (13/13回)	100% (14/14回)

監査役会における具体的な検討内容は、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任及び報酬の同意等に関する協議又は決議を行うほか、監査実施状況、株主総会及び取締役会議案の確認等であります。

また、より効率的かつ効果的な監査を実施するため、内部監査担当者との定期的なコミュニケーションによる情報交換、会計監査人との間で意見交換を行うなどの連携を図り、監査の実効性を確保できる体制としております。

常勤監査役の活動として、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び取締役会以外の重要な会議体への出席、代表取締役社長との定期的な面談、役職員との個別面談、重要書類の閲覧、内部統制システムの構築・運用状況の日常的な監視等を通じて社内の情報収集及び検証に努めております。監視及び検証の結果から知り得た情報は、他の社外監査役と適宜共有することで、監査役会としての監査機能の充実を図っております。

なお、当社は2026年5月27日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定となっております。移行後は、監査役会に代わり、取締役会の一員として議決権を有する監査等委員で構成される監査等委員会が、取締役の職務執行の監査及び監督を担うこととなります。また、監査役会がこれまで実施してきた監査活動及び課題については、新体制下においても適切に監査等委員会へ引き継ぎを行い、常勤の監査等委員を選定することで監査の実効性を継続的に確保してまいります。

内部監査の状況

当社では、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、当社グループの組織、制度及び業務が経営方針、法令、定款及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを内部監査にて検証、評価し、監査対象となった各部署、関係会社及び内部統制部門に対する助言・指導を行っております。当社は、内部監査室等の独立した内部監査組織を設置しておらず、代表取締役社長が他の業務執行部門から独立した内部監査責任者1名を内部統制部門であるコーポレート部の中から任命し、内部監査業務の一部を外部の専門家へ委託しております。内部監査責任者は、コーポレート部を除く当社の全部署及び子会社の内部監査を実施しております。コーポレート部に対する内部監査については、外部の専門家が行うことで、相互牽制機能が働く体制を採用しております。

また、内部監査の実効性を確保するため、内部監査計画及び実施した結果を取締役に報告するほか、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査役と連携を図り、四半期ごとに監査に関する意見交換や情報共有を行っております。加えて、会計監査人から半期ごとに監査結果の共有を受けるとともに、監査上の問題点の有無や課題について、随時、意見交換を行っております。

監査等委員会設置会社への移行後においても、内部監査の独立性と実効性を担保し、内部監査担当者から監査等委員会への報告体制を継続的に確保いたします。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人 F R I Q

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士

佐藤 稔幸

石川 浩平

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 3名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、監査法人の概要、欠格事由の有無、独立性、専門性、品質管理体制等会計監査人としての適格性を確認の上、当社の事業内容や事業規模に見合った監査体制及び監査報酬水準であるかを総合的に判断し、選定いたします。また、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として、「監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決議します。それを受けて、取締役会はその議案を株主総会に提案します。」と定めております。

監査法人 F R I Q は、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有しており、監査が効率的に行えること、品質管理体制、独立性、専門性及び監査活動の実施体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、会計監査人として適任と判断しております。

なお、監査等委員会設置会社への移行後は、監査役会が定めている現在の会計監査人の選定及び評価に関する基準を監査等委員会を引き継ぎ、引き続き会計監査人の独立性や専門性を厳格に評価してまいります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、期中及び期末に監査の状況について会計監査人から報告を受けるとともに、情報交換を行っております。監査の実効性、品質管理、監査体制、独立性、監査報酬等につき会計監査人の評価及び選定基準に従って評価した結果、会計監査人は求められる独立性と専門性・適切性を有しており、その監査活動は妥当であると判断しております。

監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員会が会計監査人から定期的に監査実施状況の報告を受け、監査の品質及び相当性を継続的に評価してまいります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	1,000	20,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,000	1,000	20,000	-

(前連結会計年度)

非監査業務の内容について、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指しており、内容は会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務であります。また、上記以外に、当事業年度は前任会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対しても、会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務に係わる報酬1,495千円を支払っております。

(当連結会計年度)

非監査業務の内容について、該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査計画、当社の事業規模や業界特性等を勘案して、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適正性等を検討した結果、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

当事業年度の監査報酬については監査役会の同意を得て決定しておりますが、監査等委員会設置会社への移行後は会社法の規定に基づき、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する方針となります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当連結会計年度における当社の役員の報酬等の額は、2025年5月29日開催の取締役会決議により決定しております。

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会において協議し、監査役全員の同意のもと、個別の報酬額を決定しております。監査役報酬の内容は、固定報酬のみで構成されており、業務分担の状況等を勘案し、決定することとしております。なお、監査役報酬等の総額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会により、年額100百万円以内（決議時点における監査役の員数は3名）となっております。なお、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会終結の時をもって本規定は廃止される予定となっております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、2026年5月27日開催予定の定時株主総会において、本規定に代わり、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬限度額を新たに設定する議案を付議する予定となっております。また、これに合わせて、移行後の体制に即した取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定を予定しておりますが、下記方針については、本書提出日現在における内容を記載しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された総枠の範囲内で、企業価値の持続的な向上に資するものであって、優秀な人材の確保・維持が可能となるような報酬水準及び報酬体系とし、各取締役の責任、職務分掌及び職務執行の状況等を勘案し、適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等の総額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会決議により、年額300百万円以内（決議時点における取締役の員数は4名）となっております。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の報酬は、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、固定報酬としての基本報酬及び中長期的なインセンティブとしてのストック・オプション報酬にて構成されるものとします。

a. 基本報酬に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現時点においては導入しておりませんが、今後必要に応じて検討いたします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た総枠の範囲内において、必要に応じてストック・オプションとしての新株予約権を付与するものとします。個別の取締役に付与する新株予約権の個数は、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期的な業績向上及び株主の利益に対して適切なインセンティブとなるようにストック・オプション報酬の割合を決定いたします。

e. 報酬等の付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時株主総会后に支給額を決定し、翌月より決定した年間報酬額を12分割した額を毎月支払うものとしたします。ストック・オプション報酬については、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時株主総会后に一括で付与するものとします。

f. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役社長及び社外取締役のみでその具体的内容の検討を行い、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、取締役会にて協議し決定いたします。取締役の個人別のストック・オプション報酬については、各人の割当数を取締役会にて協議し決定いたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック・ オプション	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く。)	48,387	42,000	6,387	-	-	6,387	2
監査役(社外監査役を除く。)	7,605	7,605	-	-	-	-	1
社外役員	16,177	16,050	127	-	-	127	4

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	2,124	1	2,124
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格のない株式等であることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の財務諸表について、監査法人FRIQにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門書籍の購入や定期購読、社内勉強会や監査法人等が主催する研修への参加により専門情報を積極的に収集することに努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,743,841	2,014,364
売掛金	84,667	87,817
貯蔵品	1,985	842
前払費用	32,839	24,678
その他	55,618	28,274
流動資産合計	1,918,952	2,155,977
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	432	289
有形固定資産合計	1,432	1,289
無形固定資産		
ソフトウェア	471	14,855
その他	9,522	-
無形固定資産合計	9,994	14,855
投資その他の資産		
投資有価証券	2,146,544	2,140,540
差入保証金	8,062	8,062
繰延税金資産	10,989	6,097
投資その他の資産合計	165,597	154,700
固定資産合計	176,024	169,845
資産合計	2,094,976	2,325,822
負債の部		
流動負債		
未払金	59,028	62,408
未払費用	8,339	15,786
未払法人税等	15,977	65,308
未払消費税等	17,162	40,674
前受金	481,916	493,804
その他	7,240	14,124
流動負債合計	589,664	692,106
負債合計	589,664	692,106
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,193	16,162
資本剰余金	1,003,427	1,004,396
利益剰余金	568,808	758,383
自己株式	99,817	179,063
株主資本合計	1,487,612	1,599,879
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	474	412
その他の包括利益累計額合計	474	412
新株予約権	17,225	33,424
純資産合計	1,505,312	1,633,716
負債純資産合計	2,094,976	2,325,822

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	1,350,205	1,589,911
売上原価	30,771	28,672
売上総利益	1,319,434	1,561,239
販売費及び一般管理費	2,195,031	2,128,171
営業利益	124,402	280,068
営業外収益		
受取利息	965	4,120
雑収入	753	1,158
営業外収益合計	1,718	5,278
営業外費用		
持分法による投資損失	2,186	3,654
投資事業組合運用損	4,433	1,347
雑支出	449	974
営業外費用合計	7,068	5,975
経常利益	119,052	279,371
税金等調整前当期純利益	119,052	279,371
法人税、住民税及び事業税	38,082	84,879
法人税等調整額	5,870	4,916
法人税等合計	32,211	89,796
当期純利益	86,841	189,575
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	86,841	189,575

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
当期純利益	86,841	189,575
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	250	62
その他の包括利益合計	250	62
包括利益	87,091	189,512
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	87,091	189,512
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	15,015	1,003,249	481,967	61,515	1,438,717	224	224	-	1,438,941
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	178	178			356				356
親会社株主に帰属する 当期純利益			86,841		86,841				86,841
自己株式の取得				38,302	38,302				38,302
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						250	250	17,225	17,475
当期変動額合計	178	178	86,841	38,302	48,894	250	250	17,225	66,370
当期末残高	15,193	1,003,427	568,808	99,817	1,487,612	474	474	17,225	1,505,312

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	15,193	1,003,427	568,808	99,817	1,487,612	474	474	17,225	1,505,312
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	969	969			1,938				1,938
親会社株主に帰属する 当期純利益			189,575		189,575				189,575
自己株式の取得				79,245	79,245				79,245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						62	62	16,199	16,136
当期変動額合計	969	969	189,575	79,245	112,267	62	62	16,199	128,404
当期末残高	16,162	1,004,396	758,383	179,063	1,599,879	412	412	33,424	1,633,716

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	119,052	279,371
減価償却費	578	4,789
株式報酬費用	17,225	16,199
受取利息	965	4,120
持分法による投資損益(は益)	2,186	3,654
投資事業組合運用損益(は益)	4,433	1,347
売上債権の増減額(は増加)	13,049	3,149
前払費用の増減額(は増加)	5,366	8,160
未払金の増減額(は減少)	15,681	3,380
未払費用の増減額(は減少)	801	7,446
未払消費税等の増減額(は減少)	5,788	23,561
前受金の増減額(は減少)	69,841	11,887
その他	3,362	6,910
小計	214,306	359,438
利息の受取額	965	4,120
法人税等の支払額	39,673	34,924
営業活動によるキャッシュ・フロー	175,598	328,634
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	9,453	9,507
投資有価証券の取得による支出	25,000	-
その他	139	857
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,313	8,649
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	38,759	79,916
自己株式取得のための預け金の増減額(は増加)	9,075	28,515
新株予約権の行使による株式の発行による収入	356	1,938
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,478	49,462
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	93,805	270,522
現金及び現金同等物の期首残高	1,650,036	1,743,841
現金及び現金同等物の期末残高	1,743,841	2,014,364

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

チームアップ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

2社

持分法を適用した関連会社の名称

U T 創業者の有有限責任事業組合

U T 創業者の会投資事業有限責任組合

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、有限責任事業組合及び投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。ただし、2017年11月9日以前に取得した工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に3年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループの提供する主要なサービスは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで新産業を創出し続ける。」というミッションのもと運用する、「新産業領域における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」の提供であります。収益については、主に顧客企業に対して提供するサービスモデルとして、成功報酬型人材紹介サービス、人材紹介一体型コンサルティングサービス、メディア・SaaSサービスから発生し、これらの収益に係る計上基準は以下のとおりであります。

成功報酬型人材紹介サービス

成功報酬型人材紹介サービスについては、顧客企業が提示した求人条件に合致する人材の紹介及び顧客に対する採用活動全般の助言をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。人材の紹介については、紹介した人材が顧客企業の管理監督の下、使用できる状態になった時点、すなわち紹介人材の入社時点で履行義務が充足されたものとし、収益を認識しております。採用活動全般の助言については、契約期間全体において常時継続的に提供されるサービスであることから、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

新卒学生向けサービスにおいては、内定承諾時に確定する請求権に基づき成功報酬が支払われ、内定承諾時から入社日までの間に紹介人材が内定承諾を辞退した場合、当社は顧客企業に対し支払われた成功報酬の全額について返金義務を負っていることから、紹介人材の入社日までの間も履行義務を有しております。そのため、内定承諾時に支払われる成功報酬は契約負債（前受金）として認識し、入社日に当該契約負債（前受金）を収益に振り替えることで収益を認識しております。取引の対価は、内定承諾日から概ね1か月以内に受領しており、内定承諾日から履行義務の充足となる入社日までの期間は概ね1年以内となるため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

社会人向けサービスにおいては、入社時に確定する請求権に基づき成功報酬が支払われ、入社日後一定期間以内に紹介人材が契約条件に定める退職事由により退職した場合、当社は顧客企業に対し、支払われた成功報酬のうち契約条件に定める返金割合に基づく金額について返金義務を負っております。取引の対価は、履行義務の充足となる入社日から概ね1か月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上する方針としております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の返金実績等に基づく最頻値法により計算しており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、返金負債の金額に重要性が乏しいことから、当期は計上しておりません。

人材紹介一体型コンサルティングサービス

人材紹介一体型コンサルティングサービスは、顧客企業の採用目標人数の達成に向けたコンサルティングを年間で提供するサービスであります。採用像や求人要件へのアドバイス、学生に対する訴求ポイントの言語化、有望候補者の継続的なフォロー、定例ミーティングによるサポート等の各種サービスを総合的に顧客企業に提供することを履行義務とし、これらを一体不可分な履行義務として識別しております。当該サービスは契約期間にわたり常時継続的に提供されるものであることから、履行義務が時の経過にわたり充足されるものとし、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。取引の対価は、契約から概ね1か月以内に受領し、履行義務は契約に基づき概ね1年以内に充足することから、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

メディア・SaaSサービス

メディアサービスは、新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」や若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」等の当社グループが提供するメディアへの掲載、セミナーやイベントの企画・運営、顧客企業が実施する説明会や選考会への送客、採用ブランディング等のメディアを通じた各種支援を行うサービスとなります。メディア掲載については、契約において掲載期間を定める場合と定めない場合があり、契約において掲載期間を定める場合には、サービスは掲載期間にわたり常時継続的に提供されるものであることから、履行義務が時の経過にわたり充足されるものとし、掲載期間に応じて均等按分しております。契約において掲載期間を定めない場合には、掲載時点をもって履行義務が充足されるものとして、掲載時点で収益を認識しております。また、セミナーやイベントの開催・送客については、それらの開催終了時点をもって履行義務が充足されるものとし、収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足から概ね1か月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

SaaSサービスは、入社後の組織課題にアプローチするSaaS型HRサービス「TeamUp」の提供等から構成されるサービスであり、これらサービスの提供を履行義務として識別しております。SaaSサービスについては、顧客の利用期間にわたり常時継続的にサービスが提供されていることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されているものとし、契約期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足から概ね1か月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

（2）適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

（連結貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,563千円	1,707千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
投資有価証券（出資金）	88,318千円	84,595千円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	100,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
広告宣伝費	32,519千円	36,683千円
給料及び手当	663,435	721,626
法定福利費	93,709	103,179
業務委託費	146,439	147,217

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	383千円	87千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	383	87
法人税等及び税効果額	132	24
その他有価証券評価差額金	250	62
その他の包括利益合計	250	62

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	2,748,375	3,000	-	2,751,375
合計	2,748,375	3,000	-	2,751,375
自己株式				
普通株式(注)2.	100,047	58,000	-	158,047
合計	100,047	58,000	-	158,047

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加3,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加58,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第9回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	17,167
	第10回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	58
合計		-	-	-	-	-	17,225

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	2,751,375	18,500	-	2,769,875
合計	2,751,375	18,500	-	2,769,875
自己株式				
普通株式（注）2.	158,047	102,427	-	260,474
合計	158,047	102,427	-	260,474

（注）1. 普通株式の発行済株式数の増加18,500株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加102,427株は、取締役会決議による自己株式の取得102,400株及び単元未満株式の買取り27株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第9回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	33,302
	第10回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	122
合計		-	-	-	-	-	33,424

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	1,743,841千円	2,014,364千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,743,841	2,014,364

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
1年内	6,195	6,195
1年超	-	-
合計	6,195	6,195

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要となる資金については、営業活動により獲得した自己資金を充当することを基本方針としながら、資金需要や金利動向等を勘案し、必要に応じて金融機関からの借入やエクイティファイナンス等による資金調達を検討する方針であります。なお、これらの資金調達方法の優先順位は、資金需要や資金使途等に合わせて最適な方法を検討・選択いたします。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブに関連する取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式、投資事業有限責任組合等への出資であり、発行体（投資先企業）の事業リスク、財政状態の悪化によるリスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程及び与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、市況や発行体（投資先企業）との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、事業計画に基づきコーポレート部が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2025年2月28日）

現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

また、市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は2,124千円であります。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価算定会計基準適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、連結貸借対照表計上額は144,420千円であります。

当連結会計年度（2026年2月28日）

現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

また、市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は2,124千円であります。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価算定会計基準適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、連結貸借対照表計上額は138,416千円であります。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,743,841	-	-	-
売掛金	84,667	-	-	-
合計	1,828,509	-	-	-

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,014,364	-	-	-
売掛金	87,817	-	-	-
合計	2,102,182	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年2月28日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額2,124千円)及び有限責任事業組合出資等(連結貸借対照表計上額56,102千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2026年2月28日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額2,124千円)及び有限責任事業組合出資等(連結貸借対照表計上額53,820千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
販売費及び一般管理費	17,225	16,199

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社従業員 11名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 85,000株	普通株式 53,000株	普通株式 10,000株
付与日	2015年9月30日	2017年5月19日	2017年10月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年10月1日 至 2025年9月15日	自 2019年5月20日 至 2027年5月19日	自 2019年9月22日 至 2027年9月21日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 2名 当社従業員 4名 当社子会社取締役 2名	当社監査役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 17,000株	普通株式 1,500株	普通株式 22,500株
付与日	2018年2月28日	2018年5月22日	2019年2月28日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年3月1日 至 2028年2月14日	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 11名 当社子会社取締役 1名	当社取締役 4名 当社従業員 106名	当社社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 52,500株	普通株式 152,000株	普通株式 500株
付与日	2021年2月28日	2024年6月28日	2024年6月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日	自 2026年6月29日 至 2034年5月29日	自 2026年6月29日 至 2034年5月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

3. 新株予約権の権利確定条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として在籍していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%

(イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%

(ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%

(エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%

(オ) 割当日から3年経過後：本新株予約権の100%

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合

(エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(オ) 新株予約権者が会社又はその関係会社の監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、新株予約権者が監査役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

4. 新株予約権の権利確定条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社と継続的な業務委託関係が存続していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社の業務委託関係者としての地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%

(イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%

(ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%

(エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%

(オ) 割当日から3年経過後：本新株予約権の100%

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	17,500	45,500	2,500
権利確定	-	-	-
権利行使	17,500	1,000	-
失効	-	-	-
未行使残	-	44,500	2,500

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,000	1,500	6,500
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	1,000	1,500	6,500

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	150,000	500
付与	-	-	-
失効	-	10,400	-
権利確定	-	57,700	200
未確定残	-	81,900	300
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	41,500	-	-
権利確定	-	57,700	200
権利行使	-	-	-
失効	1,000	-	-
未行使残	40,500	57,700	200

(注) 2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	98	223	223
行使時平均株価 (円)	674	650	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	660	660	1,160
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,160	660	660
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	301	301

(注) 2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第2回から第8回までのストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、簿価純資産法又はディスカウントキャッシュ・フロー法により算定した価格を基礎として決定しております。

第9回および第10回のストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注) 1	48.36%
予想残存期間(注) 2	6年
予想配当(注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	0.655%

(注) 1. 2021年11月25日から2024年6月28日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 合理的な見積りが困難であるため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間として算定しております。

3. 2024年2月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	26,429千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	10,554千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 2月28日)	当連結会計年度 (2026年 2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	7,945千円	- 千円
未払事業税	1,932	7,289
投資有価証券評価損	6,075	6,854
減損損失	1,995	143
その他	649	2326
繰延税金資産小計	18,598	16,614
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	1,262	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,095	10,290
評価性引当額小計 (注) 1	7,357	10,290
繰延税金資産合計	11,240	6,323
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	251	226
繰延税金負債合計	251	226
繰延税金資産の純額	10,989	6,097

(注) 1 . 評価性引当額は459千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が1,262千円減少したことによるものであります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度 (2025年 2月28日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	2,659	-	1,334	3,951	7,945
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,262	1,262
繰延税金資産	-	-	2,659	-	1,334	2,689	(2)6,683

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している会社において、翌期以降の課税所得の見込額から将来減算一時差異を控除した金額が、税務上の繰越欠損金を十分上回ると見込まれるためであります。

当連結会計年度 (2026年 2月28日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	34.5%	34.5%
(調整)		
住民税均等割	0.5	0.2
評価性引当額の増減	11.3	0.0
賃上げ促進税制による税額控除	0.5	4.3
軽減税率適用による影響	0.7	0.3
株式報酬費用	4.9	1.9
その他	0.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0	32.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、「防衛特別法人税」が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の34.5%から35.4%に変更となります。なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	キャリアサービス分野		メディア・SaaS 分野	計
	学生向けサービス	社会人向けサービス		
成功報酬	198,900	78,668	-	277,568
成功報酬以外	863,640	685	208,312	1,072,637
顧客との契約から 生じる収益	1,062,540	79,353	208,312	1,350,205
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,062,540	79,353	208,312	1,350,205

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

	キャリアサービス分野		メディア・SaaS 分野	計
	学生向けサービス	社会人向けサービス		
成功報酬	242,100	122,129	-	364,229
成功報酬以外	1,038,486	500	186,695	1,225,682
顧客との契約から 生じる収益	1,280,586	122,629	186,695	1,589,911
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,280,586	122,629	186,695	1,589,911

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	97,717	84,667
契約負債	412,075	481,916

- (注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。
2. 契約負債は、顧客から、主に新卒学生の内定承諾時に成功報酬を受領すること及び年間のサービス料金を一括で受領すること等によるものであり、新卒学生の入社又はサービスの提供により取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち契約負債の期首残高に含まれていた額は345,714千円であります。
3. 当連結会計年度において契約負債が69,841千円増加しておりますが、これは主に新卒学生向けキャリアサービスに係る受注が増加したことによるものであります。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	84,667	87,817
契約負債	481,916	493,804

- (注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。
2. 契約負債は、顧客から、主に新卒学生の内定承諾時に成功報酬を受領すること及び年間のサービス料金を一括で受領すること等によるものであり、新卒学生の入社又はサービスの提供により取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち契約負債の期首残高に含まれていた額は396,656千円であります。
3. 当連結会計年度において契約負債が11,887千円増加しておりますが、これは主に新卒学生の内定承諾時に受領し、入社日に収益振替を行う成功報酬の前受金が増加したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分を外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分を外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)(注) 1	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%) (注)2	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	UT創業者の会投資事業有限責任組合 (注)3	東京都港区	806,250	投資事業	(所有) 直接 9.3 間接 1.4	出資	出資の引受	25,000	-	-

(注) 1. 「資本金又は出資金」欄には、出資金の総額を記載しております。

2. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄には、出資金の出資割合を記載しております。

3. 当該投資事業有限責任組合は、UT創業者の会有限責任事業組合を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であり、投資事業有限責任組合契約に基づき出資をしております。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	580.46円	637.72円
1株当たり当期純利益	33.18円	74.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	32.58円	72.74円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	86,841	189,575
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	86,841	189,575
普通株式の期中平均株式数(株)	2,617,244	2,557,117
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	48,631	49,251
(うち新株予約権(株))	(48,631)	(49,251)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	第5回新株予約権 新株予約権の数 200個 (普通株式 1,000株) 第6回新株予約権 新株予約権の数 300個 (普通株式 1,500株) 第7回新株予約権 新株予約権の数 1,300個 (普通株式 6,500株) 第8回新株予約権 新株予約権の数 41,500個 (普通株式 41,500株) 第9回新株予約権 新株予約権の数 1,500個 (普通株式 150,000株) 第10回新株予約権 新株予約権の数 5個 (普通株式 500株)	第7回新株予約権 新株予約権の数 1,300個 (普通株式 6,500株) 第8回新株予約権 新株予約権の数 40,500個 (普通株式 40,500株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	633,238	974,590	1,271,913	1,589,911
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益(千円)	302,905	329,643	287,350	279,371
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益(千 円)	181,075	197,367	177,329	189,575
1株当たり中間(当期)(四 半期)純利益(円)	70.02	76.63	69.11	74.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 四半期純損失() (円)	70.02	6.35	7.86	4.84

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,735,067	2,000,902
売掛金	1 82,371	1 85,973
貯蔵品	1,985	842
前渡金	52,879	28,178
前払費用	32,392	24,647
立替金	1 18,299	1 1,543
その他	1,754	-
貸倒引当金	7,561	-
流動資産合計	1,917,188	2,142,087
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	432	289
有形固定資産合計	432	289
無形固定資産		
ソフトウェア	471	14,855
その他	9,522	-
無形固定資産合計	9,994	14,855
投資その他の資産		
投資有価証券	58,226	55,944
関係会社株式	0	0
その他の関係会社有価証券	88,318	84,595
差入保証金	8,062	8,062
繰延税金資産	6,921	8,496
投資その他の資産合計	161,529	157,099
固定資産合計	171,956	172,243
資産合計	2,089,145	2,314,331

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1 58,985	1 62,314
未払費用	8,338	15,785
未払法人税等	15,907	65,204
未払消費税等	15,304	38,751
前受金	475,441	488,613
その他	7,240	14,124
流動負債合計	581,217	684,794
負債合計	581,217	684,794
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,193	16,162
資本剰余金		
資本準備金	496,335	497,304
その他資本剰余金	507,092	507,092
資本剰余金合計	1,003,427	1,004,396
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	571,424	754,204
利益剰余金合計	571,424	754,204
自己株式	99,817	179,063
株主資本合計	1,490,227	1,595,700
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	474	412
評価・換算差額等合計	474	412
新株予約権	17,225	33,424
純資産合計	1,507,927	1,629,537
負債純資産合計	2,089,145	2,314,331

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	1,304,908	1,543,497
売上原価	26,627	23,843
売上総利益	1,278,281	1,519,653
販売費及び一般管理費	1,214,259	1,252,924
営業利益	131,021	266,729
営業外収益		
受取利息	959	4,090
雑収入	753	1,157
営業外収益合計	1,712	5,248
営業外費用		
投資事業組合運用損	6,619	5,001
雑支出	449	974
営業外費用合計	7,068	5,975
経常利益	125,666	266,001
税引前当期純利益	125,666	266,001
法人税、住民税及び事業税	38,012	84,771
法人税等調整額	1,802	1,549
法人税等合計	36,209	83,221
当期純利益	89,456	182,780

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費	1	26,627	100.0	23,843	100.0
売上原価		26,627	100.0	23,843	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
外注費	9,514	5,417
施設賃借料	16,838	18,426

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	15,015	496,157	507,092	1,003,249	481,967	481,967	61,515	1,438,717
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）	178	178		178				356
当期純利益					89,456	89,456		89,456
自己株式の取得							38,302	38,302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	178	178	-	178	89,456	89,456	38,302	51,510
当期末残高	15,193	496,335	507,092	1,003,427	571,424	571,424	99,817	1,490,227

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	224	224	-	1,438,941
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）				356
当期純利益				89,456
自己株式の取得				38,302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	250	250	17,225	17,475
当期変動額合計	250	250	17,225	68,985
当期末残高	474	474	17,225	1,507,927

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	15,193	496,335	507,092	1,003,427	571,424	571,424	99,817	1,490,227	
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	969	969		969				1,938	
当期純利益					182,780	182,780		182,780	
自己株式の取得							79,245	79,245	
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）									
当期変動額合計	969	969	-	969	182,780	182,780	79,245	105,472	
当期末残高	16,162	497,304	507,092	1,004,396	754,204	754,204	179,063	1,595,700	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	474	474	17,225	1,507,927
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）				1,938
当期純利益				182,780
自己株式の取得				79,245
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	62	62	16,199	16,136
当期変動額合計	62	62	16,199	121,609
当期末残高	412	412	33,424	1,629,537

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法を採用しております。ただし、2017年11月9日以前に取得した工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に3年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、関係会社が債務超過となった場合、立替金の貸倒れによる損失に備えるため、関係会社の純資産額を基礎として個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の提供する主要なサービスは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで新産業を創出し続ける。」というミッションのもと運用する、「新産業領域における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」の提供であります。収益については、主に顧客企業に対して提供するサービスモデルとして、成功報酬型人材紹介サービス、人材紹介一体型コンサルティングサービス、メディアサービスから発生し、これらの収益に係る計上基準は以下のとおりであります。

成功報酬型人材紹介サービス

成功報酬型人材紹介サービスについては、顧客企業が提示した求人条件に合致する人材の紹介及び顧客に対する採用活動全般の助言をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。人材の紹介については、紹介した人材が顧客企業の管理監督の下、使用できる状態になった時点、すなわち紹介人材の入社時点で履行義務が充足されたものとし、収益を認識しております。採用活動全般の助言については、契約期間全体において常時継続的に提供されるサービスであることから、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

新卒学生向けサービスにおいては、内定承諾時に確定する請求権に基づき成功報酬が支払われ、内定承諾時から入社日までの間に紹介人材が内定承諾を辞退した場合、当社は顧客企業に対し支払われた成功報酬の全額について返金義務を負っていることから、紹介人材の入社日までの間も履行義務を有しております。そのため、内定承諾時

に支払われる成功報酬は契約負債（前受金）として認識し、入社日に当該契約負債（前受金）を収益に振り替えることで収益を認識しております。取引の対価は、内定承諾日から概ね1か月以内に受領しており、内定承諾日から履行義務の充足となる入社日までの期間は概ね1年以内となるため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

社会人向けサービスにおいては、入社時に確定する請求権に基づき成功報酬が支払われ、入社日後一定期間以内に紹介人材が契約条件に定める退職事由により退職した場合、当社は顧客企業に対し、支払われた成功報酬のうち契約条件に定める返金割合に基づく金額について返金義務を負っております。取引の対価は、履行義務の充足となる入社日から概ね1か月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上する方針としております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の返金実績等に基づく最頻値法により計算しており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、返金負債の金額に重要性が乏しいことから、当期は計上しておりません。

人材紹介一体型コンサルティングサービス

人材紹介一体型コンサルティングサービスは、顧客企業の採用目標人数の達成に向けたコンサルティングを年間で提供するサービスであります。採用像や求人要件へのアドバイス、学生に対する訴求ポイントの言語化、有望候補者の継続的なフォロー、定例ミーティングによるサポート等の各種サービスを総合的に顧客企業に提供することを履行義務とし、これらを一体不可分の履行義務として識別しております。当該サービスは契約期間にわたり常時継続的に提供されるものであることから、履行義務が時の経過にわたり充足されるものとし、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。取引の対価は、契約から概ね1か月以内に受領し、履行義務は契約に基づき概ね1年以内に充足することから、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

メディアサービス

メディアサービスは、新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」や若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」等の当社グループが提供するメディアへの掲載、セミナーやイベントの企画・運営、顧客企業が実施する説明会や選考会への送客、採用ブランディング等のメディアを通じた各種支援を行うサービスとなります。メディア掲載については、契約において掲載期間を定める場合と定めない場合があります。契約において掲載期間を定める場合には、サービスは掲載期間にわたり常時継続的に提供されるものであることから、履行義務が時の経過にわたり充足されるものとし、掲載期間に応じて均等按分しております。契約において掲載期間を定めない場合には、掲載時点をもって履行義務が充足されるものとして、掲載時点で収益を認識しております。また、セミナーやイベントの開催・送客については、それらの開催終了時点をもって履行義務が充足されるものとし、収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足から概ね1か月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
短期金銭債権	17,316千円	1,997千円
短期金銭債務	82	82

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	100,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業取引による取引高		
売上高	4,800千円	9,867千円
販売費及び一般管理費	900	900

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
広告宣伝費	31,612千円	36,264千円
給料及び手当	657,775	716,795
法定福利費	91,458	101,085
業務委託費	144,943	146,509
貸倒引当金繰入額	26,055	7,561
おおよその割合		
販売費	71.2%	72.8%
一般管理費	28.8	27.2

(有価証券関係)

前事業年度(2025年2月28日)

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額88,318千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

当事業年度(2026年2月28日)

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額84,595千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,615千円	-千円
未払事業税	1,932	7,289
関係会社株式評価損	3,458	3,542
投資有価証券評価損	6,075	6,854
減損損失	1,995	143
その他	649	1,333
繰延税金資産小計	16,727	19,163
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,554	10,441
評価性引当額小計	9,554	10,441
繰延税金資産合計	7,172	8,722
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	251	226
繰延税金負債合計	251	226
繰延税金資産の純額	6,921	8,496

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	34.5%	34.5%
(調整)		
住民税均等割	0.4	0.1
評価性引当額の増減	9.4	0.2
賃上げ促進税制による税額控除	0.4	4.5
軽減税率適用による影響	0.7	0.3
株式報酬費用	4.7	2.0
その他	0.2	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8	31.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、「防衛特別法人税」が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の34.5%から35.4%に変更となります。なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記情報 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
工具、器具及び備品	432	-	-	143	289	1,707
計	432	-	-	143	289	1,707
無形固定資産						
ソフトウェア	471	19,029	-	4,645	14,855	-
その他	9,522	-	9,522	-	-	-
計	9,994	19,029	9,522	4,645	14,855	-

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

学生向けサービス運営におけるシステム開発に伴うソフトウェア取得
〔増加〕 ソフトウェア 19,029千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7,561	-	7,561	-

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、連結子会社の債権回収に伴う取崩額及び財政状態の回復によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.slogan.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第20期）（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）2025年5月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年5月30日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第21期中）（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）2025年10月7日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2025年5月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2025年5月1日 至 2025年5月31日）2025年6月13日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年6月1日 至 2025年6月30日）2025年7月11日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年7月1日 至 2025年7月31日）2025年8月15日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年8月1日 至 2025年8月31日）2025年9月11日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年9月1日 至 2025年9月30日）2025年10月10日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年10月1日 至 2025年10月31日）2025年11月12日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年11月1日 至 2025年11月30日）2025年12月11日関東財務局長に提出
報告期間（自 2025年12月1日 至 2025年12月31日）2026年1月13日関東財務局長に提出
報告期間（自 2026年1月1日 至 2026年1月31日）2026年2月10日関東財務局長に提出
報告期間（自 2026年2月1日 至 2026年2月28日）2026年3月11日関東財務局長に提出
報告期間（自 2026年3月1日 至 2026年3月31日）2026年4月9日関東財務局長に提出
報告期間（自 2026年4月1日 至 2026年4月30日）2026年5月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月18日

スローガン株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石川 浩平

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の適切性（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４．会計方針に関する事項（４）重要な収益及び費用の計上基準）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、主に顧客企業に対して、成功報酬型人材紹介サービス、人材紹介一体型コンサルティングサービス、メディアサービスの3つのサービスモデルを提供しており、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高1,589,911千円を計上している。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、前受金（契約負債）493,804千円を計上しており、負債純資産合計の21%を占めている。</p> <p>【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、契約負債は、顧客から、主に新卒学生の内定承諾時に成功報酬を受領すること及び年間のサービス料金を一括で受領すること等によるものであり、新卒学生の入社又はサービスの提供により取り崩される。</p> <p>成功報酬型人材紹介サービスにおける成功報酬については、新卒学生の多くが入社する4月に売上高が集中するため、連結会計年度末日後に生じる可能性は低い。</p> <p>一方、年間のサービス料金を一括で受領する人材紹介一体型コンサルティングサービスやメディアサービスについては、売上高の発生が連結会計年度末日後に生じる可能性がある。これらの取引について、会社は前受金管理表をもとに契約期間の経過に応じて、前受金から売上高へ振替計上しているが、前受金管理表に基礎情報を登録する際に、契約金額や契約期間について誤った登録が行われると、売上の計上金額を誤り、その影響が重要となる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、人材紹介一体型コンサルティングサービス及びメディアサービスに係る収益の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、スローガン株式会社及び連結子会社の売上取引のうち、人材紹介一体型コンサルティングサービス及びメディアサービスに係る売上取引について、売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 人材紹介一体型コンサルティングサービス及びメディアサービスにおける収益認識に係る業務プロセスについて、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（２）売上高の期間帰属の適切性の検討 ・前受金管理表から一定の条件を満たす取引について、連結会計年度末日を基準とした顧客に対する取引確認状を送付し、契約金額及び契約期間に相違がないかを検討した。また、未履行残高を再計算し、前受金残高との一致を確かめた。 ・年間を通じた売上取引を母集団としてサンプリングを行い、抽出された取引に対して、受注時の契約書・申込書、サービス提供完了時点又は期間が確かめられる証憑との突合を実施した。期末日後の入金証憑を閲覧し、売上計上に関する契約上の諸条件と計上金額及び時期が整合しているかどうかを検討した。 ・連結会計年度末日後の仕訳レビューを行い、重要な売上高の取消や修正の有無を検証した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、スローガン株式会社の2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、スローガン株式会社が 2026 年 2 月 28 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

スローガン株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石川 浩平

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社の2026年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。